

復興推進委員会(第5回)議事録

1. 開催日時：平成24年11月9日(金)13:30~16:40

2. 場 所：三田共用会議所 3階大会議室

3. 出席者：

委員長	五百旗頭 真	公立大学法人熊本県立大学理事長 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長
委員長代理	御厨 貴	東京大学客員教授
委員	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
	牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
	大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長
	清原 桂子	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長
	内堀 雅雄	福島県副知事(佐藤雄平委員 代理)
	上野 善晴	岩手県副知事(達増拓也委員 代理)
	星 光一郎	福島県社会福祉施設経営者協議会長
	堀田 力	弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長
	三浦 秀一	宮城県副知事(村井嘉浩委員 代理)
	横山 英子	仙台経済同友会幹事 (株)横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役社長
政府側出席者	平野 達男	復興大臣
	黄川田 徹	復興副大臣
	今野 東	復興副大臣
	郡 和子	復興大臣政務官
	橋本 清仁	復興大臣政務官
	加賀谷 健	復興大臣政務官
	峰久 幸義	復興庁事務次官
	岡本 全勝	復興庁統括官

4. 議事録：

○五百旗頭委員長 皆様、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。では、第5回の復興推進委員会を開催したいと思います。

議事に先立ちまして、事務局から案内があったと思いますが、岡本委員が一身上の御都合で委員を10月31日付で辞任されたことを御報告申し上げます。MITなどでの仕事加わり、大変御多忙だということで、やむを得ないかと思いますが、これまで岡本委員におかれては、大変多大な貢献をしていただいたことに感謝している次第です。

それから、前回の委員会において御一任いただきました中間報告案につきまして、私どもで必要な修正を行った上、皆さんに御了承いただき、9月末に本委員会の中間報告として公表することができました。改めて皆さんの御協力にお礼を申し上げたいと思います。

10月16日に官邸において政府の復興推進会議が開かれまして、私から中間報告について御説明いたしました。

以上、御報告申し上げまして、議事に入りたいと思います。

本委員会では、本日から年度末にかけて、来年3月を目途として取りまとめ予定である年次報告をつくり上げるための議論を重ねていきたいと思っております。

また、委員の皆さんには、10月には宮城県の現地調査をしていただきましたが、今後、福島県、岩手県にも重ねて調査を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、委員会の開催に当たりまして、平野復興大臣から御挨拶いただけますでしょうか。

○平野復興大臣 改めまして、復興大臣の平野達男でございます。

復興推進委員会委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、本日の委員会に御出席いただきまして、感謝を申し上げます。

先ほど五百旗頭委員長からも御紹介ございましたけれども、当委員会では、9月に中間報告をまとめていただきまして、大変中身のある中間報告をいただいたと思います。この中間報告につきましては、先般、野田総理を議長とする復興推進会議を開催いたしまして、その場に五百旗頭委員長にも御出席をいただきまして、中間報告の御報告をいただきました。それを受けまして、私どもから、この中間報告の内容をできるだけ早く政策に、あるいは現場のさまざまな復興の事業に反映させるべく、各省庁にさまざまな指示、お願いをさせていただいたところであります。引き続き、この中間報告に載った内容を一日も早く具体化できるように、各省の動きというものをしっかりフォローアップをしていきたいと思っております。

今日から、これも先ほど委員長から御紹介がございましたけれども、3月の年次報告のまとめに向けての御審議をいただくこととなります。あわせて、皆様方におかれましては、現地を精力的に調査いただいております。そういった調査も踏まえながら、3月の報告に向けて議論をお願い申し上げたいと思います。

一方で、私としては、今年、何としても復興のつち音を高らかに響かせたいという思い

です。ずっとやってまいりましたけれども、大変申しわけありませんが、残念ながら、高らかにという状況にはまだ至っていないというのが率直な状況であります。当初は、今年、住宅の着工件数をもっともっと増やしたい、造成工事の着手をもっともっと増やしたいということでやってまいりましたし、各被災自治体も、県も、それに向けて精いっぱい取り組んでいただいておりますけれども、土地問題を絡めて、当初想定したとおりにはないというのも事実であります。

しかし、同時に、各地域、地域の状況をしっかり見ますと、地権者との話も大分詰まってきた、あるいは避難者の方々のさまざまな意見の調整も大体大詰めを迎えてきているところがたくさん出てきていまして、ここからこの動きを一気に加速させるような準備はできつつあるという感じがしております。そういった動き、状況も踏まえながら、引き続き、何が足りないか、こうすべきではないかと、こういったことの議論等々をお願い申し上げたいと思います。

以上、申し上げまして、私の冒頭の挨拶にかえさせていただきたいと思います。今日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○五百旗頭委員長 どうもありがとうございました。

なかなか進まないというふうに見えるのが、まったく箸にも棒にもかからない、何も進まないという状況なのか、あるいはどっと進む前の一つの静けさのような状況なのか、今の大臣のお話は、後者であるということへの期待、希望を示されたものだと思います。ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方はここで。

(報道関係者退室)

○五百旗頭委員長 本日の会議には、重川委員、吉田委員が御欠席であります。

また、3県の知事におかれては、それぞれ代理として、内堀福島県副知事、上野岩手県副知事、三浦宮城県副知事が御出席でございます。よろしく願いいたします。

さて、本日の議論の進め方ではありますが、中間報告において重点的に検討が必要であるとした項目につきまして、まず3県より復興状況について御報告いただきまして、質疑応答を行いたいと思います。また、中間報告の重点項目に関係する各省庁、復興庁自身、そして国土交通省、厚生労働省、総務省、農林水産省、経済産業省から、復興に向けた課題、取組状況について報告をいただき、質疑応答を行いたいと存じます。

なお、福島を初めとする原子力災害からの復興に関しましては、次回の復興推進委員会において議論を行うことを予定しております。

それでは、まず、3県から、それぞれの復興状況について、10分程度、大変分厚い資料をいただいておりますので、10分では苦しいと思われるかもしれませんが、ご覧のように、きょうは大変盛りだくさんでございます。やはり基礎として3県のみならず、各省庁からも御報告いただくということでありますので、何とぞ10分で報告をいただき、そして、それぞれ15分程度の議論をやりたいと思います。その討論の中でまたこなされるところもあ

ると思いますので、初めの報告は簡潔によろしくお願いします。

それでは、まず、岩手県からお願いできますでしょうか。上野さん、よろしく申し上げます。

○達増委員代理（上野副知事） 岩手県の副知事の上野でございます。知事の代理でまいりました。座って御説明をさせていただきます。

それでは、時間が非常にタイトでございますので、早速、御説明に移らせていただきます。岩手県の資料はA3横長の両面1枚の資料が要約版でございます、これに大体、論点が網羅されております。後ほどごらんをいただければと思います。

きょうは、その次でございます資料1-1の岩手県提出資料②をかいつまみながら簡単に御説明をさせていただこうと思います。資料、手元でございますでしょうか。

○五百旗頭委員長 冊子のほうですね。

○達増委員代理（上野副知事） 冊子のほうでございます。45ページの資料でございます。早速まいります。

まず、開いていただきまして、1ページ目の左上に現状が書いてございます。まず「地域づくり・住宅再建の早期実現」につきまして、岩手県の特徴を2つだけ言わせていただきますと、1つは、用地が非常に少ないということ、平地が少ないということ、それから、もう一つは、岩手県の沿岸は零細な自治体ばかりでございますので、被害額がその自治体の資本ストックに占める割合が非常に高い。質で言うと、非常に激甚な被害を受けている。この2点が岩手県の特徴だと思っております。そうしたことを踏まえまして御説明申し上げます。

その下に、防災のまちづくりや住宅の再建の実績がございますが、これは割愛をさせていただきます。

右のほうをごらんいただきたいと思っております。2ページ目。関連施策、うまくいっている取組等、それから、困難な点、今後の課題等、きょうはこれに絞りまして御説明をさせていただきます。

まず、2ページ目の被災地方公共団体の体制支援の関係でございますけれども、関連施策といたしましては、自治体職員派遣、24年度は281名決定をいただいております。それから、復興事業円滑化チーム、これは県庁でつくりましたワンストップ処理による迅速化のためのチームでございますが、こうしたものが機能している。さらには、岩手県まちづくり・住宅再建推進本部を10月に設置をいたしました。

その下に困難な点、課題がございますが、やはり技術者の不足という点、281人いただいておりますが、要望と比較をしますと、まだまだ100人近く足りないということでございます。その下に、先ほど申し上げましたように、用地が少ないということもありまして、事業用地の確保というのが重要な課題ではありますが、所有者が不明であったり、あるいは多数いたりということで、現行の不在者財産管理人制度はあるのですけれども、これにのっかってやると、大変多くの手続を要し、長期化が懸念されるということで、ただいま政

府で御検討いただいていると承知しておりますが、特例措置による解決が必要だと考えております。

次の3ページ、4ページ、5ページは割愛しまして、6ページは、合意が整った地区の工事を先行させる段階的な整備。もちろん、こういうことは必要でございまして、ここに書いてございますように、段階的な実施によってスピードアップ、これを市町村に助言をしておりますし、課題といたしましては、先行実施させることについて、地域内での合意というのが実際はなかなか難しい場合があるということでございます。

次の7ページは飛ばしまして、8ページ、復興特区の枠組みや、一括発注の関係であります。関連施策といたしましては、復興整備計画を活用いたしまして、当県では既に9市町村が策定をして、いろいろな形の政府の施策につかまして推進を図っていただいております。その下に、コンストラクションマネジメント、あるいはマネジャーを活用した設計・施工の一括発注、これは陸前高田におきましてモデル事業を実施いたしております。あわせまして、土地開発公社に対する設計・施工の一括委託もやっております。

課題といたしましては、その下にございますように、整備計画の添付書類の簡素化等の運用改善をお願いしたいと思っておりますし、さらにその下にはCMの課題ということで、平成14年にできた制度ではありますけれども、その後、具体的なルールについて明確なものが必ずしもないということから、下にございますような公的な位置づけ、あるいはリスク負担と責任関係などについて、まだまだ課題があるのかなと思っております。

次の9ページは割愛しまして、10ページをお願いいたします。災害公営住宅を活用した中心市街地の地域づくりの推進ということですが、これにつかましては、現在検討いたしております制度といたしまして「敷地提案型買取方式」の導入、それから、定期借地権による用地確保に向けた調整、こうしたことをやっております。

これにつかましては、下に課題を書いてございますけれども、敷地提案型買取方式の導入につかましては、発注者が求める土地利用計画の条件と提案内容のミスマッチがあり得るということでございます。さらには、その下の下に書いてございますけれども、鉄道、JR等の早期復旧につかましては、まちづくりと一体となった整備が必要かと考えております。

めくっていただきまして、12ページ、住宅復興に係る工程表の可視化ということでございますが、関連施策といたしましては、当県は社会資本の復旧・復興ロードマップというものをつくっております。その次のページ、裏側に載っておりますけれども、こうした絵で各市町村ごとに8つの事業について示してございまして、住宅につかましても、こうした形で可視化を図っているということでございます。

12ページに戻りまして、あわせまして、一人ひとりの復興計画策定支援ということで、ファイナンシャルプランナーによるプランの作成などもやっておりますし、被災者の方に住宅着工の現地を見ていただく見学会の開催も予定しております。

これに関連しまして、今後の課題ということでもありますけれども、ロードマップにつき

ましては、住民の皆様には、もう少し確実に伝わる、情報が細分化したのも今後は必要と考えておりました、そうした意味では、市町村でこうしたものをさらに活用して詳細化していただくことも必要かと思っております。

飛びまして14ページ、その他ということで、私どもとしまして、いろいろ制度的にお願いしたい点を若干補足をいたしております。上のところに書いてございますけれども、被災者の生活再建支援金を住宅再建に活用されているわけでありましたが、あわせまして、岩手県では、持家住宅の建設・購入補助につきまして、県のほうも取崩型復興基金を活用して独自の支援をしておりますし、各自治体でそうした動きが広がってきております。

そうしたことを踏まえまして、下に今後の課題といたしまして、まちづくりをやるに当たってのいろいろな事業があるわけですが、それぞれの制度の相違につきましての調整の必要があると考えております。それから、一番下でございますけれども、取崩型復興基金、非常に使い勝手がいいわけでありましたが、これについて追加的な財政支援をお願いできればありがたいと考えております。

恐縮ですが、次の15ページ、16ページ、17ページは飛ばしまして、18ページでございます。被災者の今を支援ということで、これにつきましては、関連施策としては「被災者相談支援センター」を沿岸の4地区、県の振興局ごとに開設をいたしまして、ファイナンシャルプランナー、弁護士等の専門家を配しております。それから、その下に、連携復興ミーティングを定期的に開催をしておりますし、さらにその下でございますように「仮設住宅団地支援員」の配置等をやっております。

下の課題といたしましては、生活支援相談員、あるいはNPOなどによる見守り、相談支援、コミュニティー維持形成のための支援をさらに充実していく必要があるのではないか。あるいは被災者支援のための財源が必ずしも現段階で確定的ではないので、その不安を払拭する必要がある。さらに下に書いてございますように、NPO等民間団体による息の長い支援が必要かと思っております。

19ページを飛ばしまして20ページ、生活復興から発展する地域包括ケアの2点目でございますが、いわゆる地域包括ケアということでありまして、一番上に書いてございますのは、介護基盤復興まちづくり整備事業を活用いたしまして、地域包括ケアシステムについての拠点を整備していく必要がある。その下は、医療と介護の連携による在宅医療の提供に向けた病院と診療所間での診療情報の共有、こうしたものが可能となるようなネットワークシステムの構築を釜石市でモデル事業として始めておるところであります。その下には、医療と介護の複合施設の整備、こうしたものも検討いたしております。

困難な点といたしましては、1つは、医療施設がかなり被災を受けておりますので、その早期復旧。それから、人材・マンパワーの確保。それから、一番下でございますように、共生型福祉施設等による要援護者のケアのあり方などの検討が必要かと思っております。

恐縮ですが、21ページ、22ページは飛ばさせていただきます、(3)にまいります。「被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援」ということではありますが、現状といたしま

して・・・

○五百旗頭委員長 あと1分ぐらいでお願いします。

○達増委員代理（上野副知事） 失礼しました。23ページから26ページまでの現状は割愛させていただきまして、27ページになります。本県の取り組みといたしましては、中小企業対策といたしまして、二重債務問題対策、それから、グループ補助の活用をいたしておりますが、グループ補助につきましては、小規模事業者への支援制度の創設などが必要かと思っております。

一番下には三陸創造プロジェクトという、長期的な視点に立った新たなプロジェクトの導入も必要かと考えておまして、ILCの誘致、あるいは海洋研究拠点の整備、再生可能エネルギーの拠点の形成が必要だと思っております。

次に、32ページをごらんください。一次産業の経営革新につきましては、漁港の整備、それから、水産加工における高付加価値化、圃場の大規模化、植物工場の建設などが必要と思っております。これにつきましても、資材や技術者不足への対応、それから、予算執行の弾力化、事故繰越手続の簡略化などが必要だと考えております。

ずっと飛びまして、35ページであります。観光につきましては、グループ補助を活用して宿泊施設はかなり復旧をしてきております。ことしの4月から6月に実施しましたDESTINATIONキャンペーンのフォローアップを行う、あるいは復興応援バスツアーを活用して、さらに観光振興を進めていきたいと考えております。

課題といたしましては、2次交通の整備や、あるいは流されました被災観光施設の復旧などが必要と思っております。

ずっと飛びまして、39ページでございますけれども、以下、原子力災害からの復興の話でございます。当県につきましては、除染はもとよりであります。農林水産業関係、シイタケ、ホダ木の全戸検査、牧草地の除染、それから、農林業系副産物（牧草、稲わら等）の処理を実施しておりますけれども、下に書いてございますように、8,000ベクレル以下の廃棄物処理に対する国からの財政支援や東電からの補償の担保がないというような課題があると考えております。

41ページ、（5）でございますけれども、「自治体、支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働」につきましては、WEBによる情報システムの構築をやっておりますし、一番下に書いておりますロードマップの策定によって、できるだけわかりやすい情報共有を図っております。ということで、これにつきましては、被災者に対する、よりわかりやすい活用が必要かと思っております。

最後になりますが、43ページであります。災害の記録と伝承ということで、当県独自に「津波伝承まちづくりガイドライン」の作成や、アーカイブのためのWEB情報システムの構築や高田松原の「国営による復興祈念施設」整備に向けた地域の主体的な取り組みを行っております。アーカイブにつきましては、単なる国営の施設だけではなくて、アーカイブ機能を持った本格的な施設等の構築の検討も必要ではないかと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○五百旗頭委員長　ありがとうございました。

せかして恐縮ではありますが、先ほどの平野大臣のつち音高くというので言えば、来年の春ぐらいからそういう感じを期待していらっしゃいますか。

○達増委員代理（上野副知事）　つち音ということでは、私ども、被災者の方々の住宅の再建というのが、ある意味、一番大事な課題だと思っております。そうした意味では、被災者の方々が、もともと自分のお家に住んでおられた方については、できる限り持家に住んでいただくというのが、本当は一番望ましいと思っております。ただ、それにつきましては、地域におけるまちづくりの計画が必ずしもまだ十分に詰まっていないところがあったりとか、あるいは持家支援につきまして、国のほうでもいろいろな制度を用意していただいておりますし、県や市町村でもやっておりますが、必ずしもまだ十分でないと思われる方も少なくないようでございます。そうなりますと、公営住宅を岩手県で5,600戸用意しようとしているのですが、そちらに行かれる方が今後ふえてくるという懸念がある。持家支援をしっかりとしないといけないというのが1点。

それから、2点目は、公営住宅につきましては、用地がなかなかないわけですが、いろいろな工夫をいたしまして、できる限り早くということで、来年いっぱいというのはちょっと難しいのですけれども、再来年、26年度いっぱいぐらいに、県としてはできる限り整備をしたいと考えております。

○五百旗頭委員長　一斉にとはいかずに、ばらばらと、ぎくしゃくしながらということかと思えます。

それでは、残り10分ほど討議の時間がございますので、今の岩手県の報告に対して、どうぞ、清原さん。

○清原委員　資料の14ページに復興基金が書いてあります。これから特にソフト事業を展開していこうとするときに、住宅施策もソフト事業とセットでやっていく必要がありますので、そうしたことをしていこうとするときに、地域独自のきめ細かなメニューが必要になってきますし、既に、副知事御指摘のように、NPOの資金が続かないという問題も出てきています。そういう意味でも、復興基金への期待は大変大きいわけですが、本日の復興庁の参考資料を見させていただきますと、81ページ以下、3県の市町村交付金を含めた県の活用率が今の段階で67%、それから、3県の市町村の復興基金活用率が21%という状況になっております。これは、今後追加がないかもしれないから、今ある事業を継続していただだけでも使ってしまうので、とっておかざるを得ないということなのか、あるいは、とりわけ市町村のほうでは、企画、実施する人手が非常に不足しておりますから、そうしたことが関係しているのか、そのあたりのところはいかがでしょうか。

○達増委員代理（上野副知事）　大変重要な御指摘でございます。岩手県では、基金420億、昨年度、特別交付税という形でいただきまして、半分を地方自治体にお配りしております。岩手県の部分は、現在まだ多少残っておりますが、決定している施策の後年度負担

も入れますと、既に大幅に突破をしているという状況でございます。

それから、市町村につきましては、実は、最近、少しきちんと調べたのですけれども、今の段階でも市町村によってかなり使われ方に違いがあります。他方で、24年度が終わった段階では、かなりの市町村がほとんど使い切ることを想定して、新しい事業をやろうという取り組みをされております。それはもう決定したところもあれば、構想段階のものもあります。そういう意味では、市町村としては、使い勝手のいい資金というのは貴重なものですから、最後まで取っておきたいという考え方といいますか、そういう市町村の事情はあるのですが、他方で、住民の方、被災者の方から、住宅支援をきちんとやってくださいという強い要望があるということも踏まえまして、自治体によりましては、政府の支援につきまして、そのすき間を埋めるような形で、独自の支援を既にいただいた復興基金を使ってやっておられるところが出てきております。そうした動きを加速することによって、もし持家に移りたいという方がふえていくことになれば、公営住宅をつくる負担も少なくなりますし、被災者の方のもともとのお考えに沿った再建が図られるということになりますので、私どもといたしましては、そういう使い勝手のいい基金について、財政的な追加的な措置をしていただければ大変ありがたいと思っております。

○五百旗頭委員長 堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 住宅の問題が出ておりますので、関連で。今、住民の方々は、少しでも早くずっと暮らせる家に移りたいという強い希望であります。それに応じて県も各市町村も頑張って建築にかかっておられますけれども、その際に、例えば、災害公営住宅はどんな建物にするのか。戸建てにするならば、そこにどんなサービスをそろえるのか。そのあたりについては、国土交通省と厚生労働省などで協議されまして、例えば、集合住宅であれば、1階にコンビニを入れるとか、ヘルパーのステーションを置くとか、福祉と連携した集合住宅をつくるというアイデアも出ておりますし、実際こういう建物がふえております。共生型の福祉施設というので、障害者、高齢者、子供たちが一緒に過ごせる施設をつくるというような、幾つものいいアイデアが出ております。

住民の希望を聞いておられる市町村をいろいろ回ってみますと、しかし、そういう具体的な情報はほとんど住民の方は知らない。だから、どんな家に移るのですか、戸別ですか、公営ですかと聞かれて、戸別ですとか、長屋ですとか、それだけの希望しか出ておらず、こういう新しいアイデアがあるなら、当然そういうところを望むという声が出そうところ、そこが出ていない。せっかくのアイデアが死んでしまっはもったいないので、そのあたりを県としてはどのように市町村へ御指導になっているのか。それから、県営住宅については、どういうふうに住民の意向を吸い上げて、それに沿った新しいタイプの災害公営住宅をおつくりになろうとしているのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○達増委員代理（上野副知事） 非常に重要な論点だと思います。岩手県の場合は、必要な災害公営住宅の6割ぐらいを県がつくることになっております。自治体の財政基盤が弱い

ということと関係しているのですけれども、県がつくるに当たりましては、今、委員おっしゃったような、例えば、1階にヘルパー的な機能を持った部屋を設けるですとか、住民の方々の意向を踏まえて、高齢者の方の対応につきましても、どんな高齢者対応の施設、スロープですとか、水回りですとかがいいのかということは、県としては十分念頭に置いてつくっていかうと思っております。福祉との連携というのが公営住宅においても非常に大事だと思っております。

それから、残りの3分の1強の市町村がつくられる住宅につきましても、今、申し上げたような考え方をできるだけ市町村で御配慮いただけるようお願いをしているところであります。

○五百旗頭委員長 これは、細やかな配慮をしたものをつくる予算は用意されているわけですか。

○達増委員代理（上野副知事） 予算上の制約というのはないわけではありませんが、他の施策も合わせて工夫をすることによって、今、いただくことが想定されております予算の中で何とかしようと考えております。

○五百旗頭委員長 よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、横山委員。

○横山委員 これは岩手に限らず3県とも共通だと思いますけれども、2ページにございます困難な点、今後の課題等の中で、人材不足への対応というのがございます。10月の宮城県の視察でも、自治体の首長さんたちは皆それをおっしゃっていたのですけれども、行政官同士の派遣というのは限界があるのではないかと感じております。と申しますのは、もともと少なくなっていっしょなところで、御自身の自治体を支えるのも大変な中で、緊急時は何か月だから、1年だからということがございましたけれども、今後数年、長期にわたると、それはもう限界が見えてきていると思うのですね。そうすると民間の活用が出てくるのですけれども、技術者に関しましては民間でも枯渇しておりまして、例えば、工事関係者、建設関係者、技術者、本当にいないのですね。

ここで必要になってくるのがシルバー人材だと思うのですね。経験を持った方、資格を持った方で、もうリタイアされたのだけれども、例えば、岩手、福島、宮城にふるさとがあって、首都圏、それから、関西圏で生活なさっている方が、Jターン、Iターンというのは若い方たちに使われる言葉ではありますがけれども、そういった方々も、ひょっとすると、もうお子さんを育て上げて、何か社会貢献したいということで、いろいろなことをやられていると思うのですけれども、具体的に仕事として貢献していただくという仕組みも必要だと思うのです。実際、民間の、例えば、リクルートであるとか、そういった企業も、シルバーの方たちのIターンやJターン、Uターンのことを結構進めているところもあるのですね。そういう意味では、厚生労働省も一生懸命やっつけいらっしやいますけれども、プラス民間のそういったところも使って、積極的に人材を登用するということが必要なのではないかと思っております。実際ここに上がっているということは、いろいろお考

えもあるかと思いますので、上野副知事のほうでお考えのことがあったら教えてください。
○達増委員代理（上野副知事） ありがとうございます。いずれももっともな御指摘であります。自治体からの派遣職員だけでは足りないというのはおっしゃるとおりでありまして、これもかなり限界にきているというのも事実であります。私どもとして考えておりますのは、1つは任期付職員の採用ということで、これをできるだけふやそうと思っております。ただ、OBの方とかは、昔のシステムと今のシステムはかなり違っているところもありまして、適用できるところと、できないところとあったりするものですから、そこは調整をしながらやっていこうと思っております。

それから、今、おっしゃいました人材不足の対応で言いますと、まさにCMというのが、やりようによっては、それを埋めることができるのかなと思っております。つまり、民間にかなりのものを委託してしまうということができれば、今まで県なり市町村が全部責任を負っていたのが、そちらに部分的に移るわけであります。その辺のリスク分担をどうしていくのか、考え方さえきちんと整理できれば、かなり民間の力を使って、人を少なくして工事をやることができるのではないかと考えます。公共事業関係については、CMをうまく活用していくことによって、かなりのダウンサイジングができるのではないかと考えております。

それから、これ以外にも、Iターン、Jターンにつきましては、そうしたことも我々、試みておりまして、3ページに書いてある「いわて復興応援隊」は、ちょっと切り口が違って、必ずしもハード系ではないのですが、岩手県を応援していただきたい人に来ていただいて、必ずしもIターン、Jターンには限りませんが、都会の方で、岩手県にしばらく住んで仕事をしてみたいという方々につきまして、ここに書いてございますように、震災復興特別交付税を活用して応援団になってもらって、実際に市町村に入らせていただいて活躍していただいていると、そういうことも工夫をいたしております。引き続きやっていこうと思っております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

人材不足の問題に関連して、一括発注、一括委託というのはどうなのですか、救い主になる様子なのですか、そう甘いものではないのか、どうでしょうか。

○達増委員代理（上野副知事） 一括発注は、少なくとも工期を短縮する切り札にはなると思います。ただ、それだけでは、そんなに大きくは短縮できないので、今、申し上げたような、責任なり権限をある程度移していくということもあわせてやれば、もっともっと工期が短縮することが可能になると思っております。他方で、リスクをどう分担していくのかとか、CMの位置づけはどのようなものになるのかというのは、必ずしもまだ詰め切れていないところがあります。ただ、私どもとしては、この制度を詰めていただいた上で、これから市町村に活用していただきたいと思っております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

大変明快に答えていただいて、有益だったと思います。まだまだ委員の皆様からはお聞

きになりたい点があると思いますが、他の県でもまた類似の問題が出てくるかと思ひますし、後の自由討論でも機会がありますので、一たんここで区切らせていただきまして、次に、宮城県のほうからお願いしたいと思ひます。

○村井委員代理（三浦副知事） 宮城でございます。

資料でございますが、一冊の資料の中に、資料1－2宮城県提出資料①、②とございます。①を5枚ほどめくっていただきますと、②がでございます。こちらの資料をもとに説明をさせていただきます。

初めに、先月、委員の皆様と峰久次官を初め復興庁の皆様にも県内の被災地を御視察賜りました。本当にありがとうございます。大変なハードスケジュール、しかも雨の中と聞いております。本当に申しわけなく思っておりますが、おかげさまでたくさんのアドバイスをいただきまして、少しでも復興計画に活かしていきたいと思っております。

それでは、取組状況について御報告をさせていただきますが、表紙から3ページまでは目次でございます。その中で、○がついておりますのが、施策や、うまくいっている取組みでございまして、●が課題でございます。主要なものを中心に説明をさせていただきますと思ひます。

まず、4ページをお開きいただきたいと思ひます。地域づくり・住宅再建の分野でございます。県内の被災地では、この8月、岩沼市を皮切りに、女川町や東松島市でも工事が始まりました。今月は石巻市でも最大規模の移転先の区画整理事業が始まりました。住まいの再建に向けて、少しではありますが、つち音は聞こえてくるようになってまいりました。これから復興事業が本格化するに伴いまして、ただいまも委員の皆様から御意見が出ましたマンパワー不足はやはり深刻でございます。宮城の場合は、市町村からの希望を上げますと1,000人ぐらゐの不足人数がございました。現在で大体700人強は何とか、総務省、国土交通省の皆様を初め各都道府県の御尽力もございまして確保はできました。また、任期つき職員についても、つい先ごろ、東京も会場にしながら採用試験を行っております。今、二次面接の最中でございます。横山委員おっしゃるシルバーの方々も含めて、幅広い分野の方から御応募いただいております。いずれにいたしましても、今回は150人ほどの任期つき職員を採用し、市町でお手伝いいただきたいと思っております。それでもまだ絶対的な不足は否めませんので、これからも継続して支援をお願いしたいと考えております。

続いて、5ページでございます。5ページについては、委員の皆様にも視察をいただきました東松島市の取組みです。この資料の見方は、青枠が取組みでございまして、赤枠が課題でございます。東松島市だけでは、マンパワー的にも技術的にも大変難しいため、URの支援を受けまして、CM方式を活用したまちづくりを現実に進めているということでございます。赤枠が課題でございますが、新市街地の形成は、東松島市の場合は着々と進んでおりますが、もとの土地をどう利用するのかというのは、浸水区域も極めて大きかったために、大きな課題となっているというのが現実でございます。

続いて、6ページでございます。これは、復旧・復興事業に係る繰越手続の問題でござ

います。実は、繰越については、私も役人の端くれでございますので、今の制度の枠組みというのは十分承知しております。そういった中で動こうとすると、なかなか困難な局面があるという事実をお伝えした上で、国全体として、何らかの運用の拡大とか、場合によっては法制度にも踏み込んだ改善をお願いしたいというのが、このページで申し上げたいことです。

実は、災害復旧事業などでは、資材や人件費の高騰などによって、宮城の場合、大体3割ちょっとのところに入札不調が相次いでおります。高止まりの傾向がございます。また、被災者の中小企業に対するグループ補助を活用した施設の復旧についても、必要な地盤嵩上げ工事等が今のような調子で、公共工事そのものが遅れているために、予定した年度内での完了が極めて困難になっているという事例が多発しております。それは医療施設、福祉施設でも同様でございます。したがって、民間においてもこのような事例が発生している。災害復旧事業もそうでありますので、宮城県の予算に置きかえた場合、例えば、24年度現在で、25年度まで繰り越しせざるを得ない状況に陥りそうだというのが、2,000億を超える事業があり得ます。その中でも半分近くが、もしかしたら未契約のままに繰り越しざるを得ないという状況がございます。実は、今の法制度上は、その未契約繰越というのは2年続けては無理なのですね。そういった意味では、大変難しい局面に差しかかっておりまして、それは県のみならず、市町村も同じでございます。そういった意味では、復興庁の皆様にはいろいろお話を聞いていただいております。国全体、それから、地方自治の枠組みの問題でもございますので、大変厳しいかと思いますが、何とか、よろしく願い申し上げたいというのが、このページで申し上げたいことでございます。

続いて、7ページでございます。7ページは、女川町の復興まちづくりでございます。先行整備を2つの地区で行うこととなりまして、去る9月の末に着工式が行われました。この地区は早い時期から住民の皆様以案を提示し、合意形成に努めてきたことから、早期の着工が可能になったと思われまます。

続いて、13ページをお開きいただきたいと思っております。これは被災者支援の分野でございます。仮設住宅に約11万人入居しておりますが、恒久住宅へ入居するまで安心して生活できますよう、サポートセンターを設置し、もろもろの相談などを行っております。先月の御視察では、東松島市のセンターをごらんいただいたところでございます。

また、県外避難者は宮城の場合でも8,800人ほどいらっしゃいまして、県外避難者の交流会に職員が出席するなど、郵便局でありますとか、みずほ銀行などの協力もいただきながら情報提供に相努めておりますが、まだまだ手薄いところがございまして、これからの課題でございます。

また、県内外の被災者を支援していただいておりますNPO等の支援団体の活動資金難がこれから想定されますので、それに対してどのように対応するか、この後、あわせてお話し申し上げたいと思っております。

続いて、15ページでございます。これは県による被災者復興支援会議の取り組みでござ

います。この会議の設立などについては、特に兵庫県、清原委員からもアドバイスをいただきまして、我々のほうでもやっとこの10月に立ち上げることができました。これは、市町村、地域ごとに被災された方々への支援に格差、それから、濃淡がございます。そういったすき間を何らかの形で宮城県が埋めることができないだろうかということで、この会議を立ち上げたものでございます。

構成委員の皆様は、それぞれの地域で、それぞれ独自の活動、それから、いろいろな場面で活躍をされている方々でございますので、皆様からの意見をもとにしながら、我々、県として即応できるシステムを何とかつくり上げたい。そのための支援の1つとして、NPOに対する支援でありますとか、そういったものを復興基金を活用しながら、特にソフト面で進めていきたいと考えております。この後も含めてでございますが、また御視察あるかと思えます。各地域における課題、問題点を拾い上げていただきまして、委員の皆様からサポート、そしてアドバイスをいただければ大変ありがたいと思っております。16ページでございます。

○五百旗頭委員長 あと3分ぐらいですので、お急ぎください。

○村井委員代理（三浦副知事） 3分でございますね。あとはあつという間に終わりますので。

被災した地域産業の再生と被災者の生活を支える雇用の創出でございます。グループ補助については、おかげさまで、国におかれましても大変な支援をいただいております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、年度内の完了が困難な事例が大変多く出る可能性がありますので、先ほど申し上げました繰越などについての御配慮をお願いしたいということと、雇用については、有効求人倍率、宮城県全体としては1倍を超えておりますが、ミスマッチが生じております。※にもございますように、特に石巻、気仙沼地域についてはミスマッチが続いておまして、中高年女性を中心にして、依然として厳しい雇用情勢にあるというのが現実でございます。

ずっと飛びます。25ページをお願いいたします。先月の御視察では、農林水産省の支援によります山元町、名取市における食料生産地域再生のための先端技術展開事業の取り組みをご覧いただきました。

また飛びます。27ページでございます。防潮堤の復旧についての課題でございます。保安林を守るために設置されている防潮堤の復旧は治山事業で行っております。ただ、海岸堤防の復旧を予定している地区のうち、前浜を海水浴場として利用していた箇所については、住民の方々から、海水浴場をぜひとも残してほしい、確保してほしいという要請が出ております。その意味では、堤防のセットバックが必要になります。しかし、今の枠組みですと、なかなか困難な事例がございますので、関係機関の連絡調整とともに、用地確保のための予算措置なども必要となります。いずれ相当膨大なエネルギーを要する調整が必要となりますので、これはまた個別に御相談申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、30ページでございます。原子力災害からの復興の分野でございます。宮城県においても影響は全域に及んでおりまして、県北でも1ミリシーベルト以上の汚染が明らかになっております。また、農水、それから、観光業でも広範な被害が発生しておりまして、全ての損害について、早急に、国が定める指針に明示していただきたい。そして、その上で十分で確実な賠償が迅速に行われることが必要だという認識でございますので、よろしくお願い申し上げます。

31ページでございます。この分野では、我々は「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」というものを開催しております。県内の各団体と放射性物質の影響についての対策の検討や情報共有を図っております。

また、32ページでは、放射性物質に関する、わかりやすいポータルサイトを開設しておりますし、34ページなどにもございますが、出前講座、相談会などの実施をしております。

課題といたしましては、35ページにございますが、除去した土壌の処分、仮置場の設置、指定廃棄物処理など、まだまだ山ほど課題がございますので、我々、一生懸命考えなければならぬと思っております。

続いて、39ページであります。事例共有と情報共有でございます。先ほど民間の方々を中心とした復興支援会議のお話をいたしました。各市町の復興の中心の担い手の方々とも意見交換しないとイケませんので、これを数を重ねていきたいと思っております。これらによりまして、隣の芝生と申しますか、他者ですばらしい取り組みをしている事例を共有し、自分たちにも生かし、そして他者にも紹介する。こういったことを重ねることが、実は復興にもすごく大切だなという認識を持っておりますので、そのような取り組みを進めております。

いよいよ最後でございます。40ページ。岩沼市の市民が主体となったまちづくりの検討の取り組みでございます。お読みいただきたいと思います。

最後に41ページの「災害の記録と伝承」の分野でございます。県では、東日本大震災復興祈念プロジェクト調査研究事業において、いろいろ検討しておりますが、後世に確実に伝えていくためには、そういった機能を持った施設の整備が必要だと思っております。資料の散在や遺構の撤去が進む中で、震災以降の保存・解体の対応に苦慮している自治体があるのは、前回、知事からも申し上げたとおりでございます。震災以降の保存のルールづくりと財政支援は必要だと思っております。また、あわせて、記憶を記録化する作業を地道に着実に進めていく必要があると思っておりますので、我々も懸命に取り組んでいきたいと思っております。

大変急ぎ足でございますが、重点検討項目についての取り組みと課題は以上でございます。残りはどうか後ほどご覧いただければと思います。失礼いたしました。

○五百旗頭委員長 どうもありがとうございました。

視察をされた方からコメントもあろうかと思っております。どうぞ、どなたからでも。横山さん、どうぞ。

○横山委員 私も宮城県に住んでおりますので、身内のような発言になるかとも思いますけれども、今、副知事からいろいろ御説明いただきましたけれども、大変気になっていることが2つございまして、1つは、グループ補助金に関しまして、今、盛んに実施はされておりますけれども、先ほどの繰越のことでございます。例えば、水産加工業をやっている方とか、ことしの3月までに建物を建ててやれと言われても、建物ができないというのが明らかなわけですね。ただ、御説明では、年度内にやらなければ補助金が出ないぞというふうに、当たり前のルールのお話をされている方がたくさんおります。こういう方々は、副知事がおっしゃるように繰越が認められて、手続さえすれば大丈夫だよと言ってあげればいいのですけれども、それが言えない状況であるというお話も聞いておりますので、これは自治体や県ではなくて、やはり国がどうするというのを言ってさしあげないといけないのではないかとというのが1点ございます。事務手続も大変な量でございまして、先日もテレビの話をしましたけれども、あの番組の中でも、やったことのない事務作業を、素人が頭を突き寄せ合っている状況で、やっと出したものが却下になった。それが万が一、認められたとして、今度、年度を繰り越すので、また同じ事務作業ということであると、本業に割く時間よりも、そちらのほうが多いということで、よくないのではないかと思いますので、それが1点、問題点としてございます。

それから、もう一つは農業の問題でございしますが、25ページにございます先端の研究施設も、この前、視察のときに拝見をしてまいりました。たしか山元町を舞台に、農林水産省の方々が先端の技術を展開されていて、これは実験ではなくて、実際、実業に生かしたいと言っていたいていましたけれども、今まで一軒一軒でやられていた農家が大規模な農業に移っていくであるとか、ITという技術を使わない方々が使ってやるというふうになった場合、今までのグループ補助金にしましても、ほかにしましても、復旧にはいいけれども、復興、いわゆる新しい技術を買うお金には当てられないという話も聞いていたのですね。逆に副知事にお聞きしたいのですけれども、実際、こういった新しい取り組みをなさる場合の措置というのが、今、ちゃんとしているのかどうか、そこも教えていただきたいと思いました。意見と両方混ざってしまいました。

○村井委員代理（三浦副知事） グループ補助金については、私からも申し上げましたように、繰越は最大2回まで、今のシステム上はできるわけです。初めは明許といいまして、これは未契約でも構いません。その翌年は、自治法の場合は事故繰越という手続になるわけですが、その場合でも、契約していることが前提になる。したがって、1回目の繰越と2回目の繰越では理由が異ならないといけないというのがあります。それが大原則なのですが、他者が原因となった遅れ、例えば、土地の嵩上げが遅れていたり、その前提としては、入札不調などが多い、マンパワー不足なども原因の1つとしてあるわけですが、そういったことなども原因となって遅れていく。それに対しては、今のところ、運用の幅を拡大する方法によって相当多くは救われるのではないかと。どのような運用かということ、繰越の理由を緩やかにするとか、そういった方法で救われる部分も相当あるかと思いますが、

どうにもならないのも必ず出てくるのではないかと考えております。自治体と国との間のレベルだと、ある程度のことは可能かもしれませんが、民間の方ですと、確かにおっしゃるように厳しいと思います。そういった意味では、全体として復興をしっかりと進めていくという前提に立った上で、繰越手続については、御一考を国のほうにお願いできれば大変助かるという意味で申し上げたものでございます。

それから、農業でございますが、復旧部分と、本来、農業施策として行うべきものとはおのずと異なるものがあるかと思いますが、受け手側からすれば、実は同じなのです。農業というのは昔からいろいろな問題が指摘されております。端的に言えば、所得の低さとか、競争力が弱い、兼業化、高齢化、それを何とかしたいということで、国は国策として、大規模化とか、担い手の集約化とかを行ってきたわけですね。今回、津波で多くの地域が被災したために、それを何とか集約して、担い手をしっかりと確保して、そこでしっかりと生きていくだけの農業をやっていきましょうという、それは趣旨と哲学は大変すばらしいものがあるかと思いますが、それに対する支援として、さまざまなメニューはあるのですが、正直申し上げて、震災関連ですと、農家負担は極めて少なく済むというのが現実なのです。そういった事業の選択の中でいろいろな問題が出てきているというのが恐らく現実だと思います。ただ、この機会に、農業の大規模化とか、はっきり言えば、もうかる農業、食っていける農業というのをしっかりとつくっていくのも私たちの役割ではないかという観点に立って、省庁間調整などをしていただけると大変ありがたいというのが現場の気持ちでございます。

○五百旗頭委員長 堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 住民の意見の吸い上げについてお尋ねします。宮城県も幾つかの市や町に復興応援に入らせていただいておりますけれども、これから居住ゾーンに移り住む、そこをどういうふうなまちにしていくのか、そういう点についても、かなり住民の意見を聞いておられる自治体と、初めから住民の意見を聞かない、こっちで決めるのだという自治体と、極端にはその2つありまして、やはりしっかりと聞いているところは住民の協力度も高いし、復興作業の進みぐあいも早い。決められておるところは、内々は決まっておるのだけれども、それを公表すると住民の不満が一旦に吹き出てもとに戻ると、そういうような実態になっている。これからますますそういう差が激しくなってくるのではなからうか。

そこで、住民の意見をどのように聞くかについては、国土交通省からパンフレットが出ておまして、例えば、キャッチボール方式というのが提言されており、それは中間報告書にも書かせていただいております。だけれども、ほとんどの自治体の職員はそれを御存じない。私どもも復興庁の中間報告を持って回っておりますけれども、それを知る、知らないよりも、少しでも住民の意見を聞きたいという気持ちがあれば、当然、行政側で決めておられる情報も開示して、こういうことも考えているのだけれども、どうだろうかという聞き方をするはずです。いいところはそうしているのですが、住民を信頼していないところは、がちがちに固まるまで計画を公表しない。公表したら、どんな反対が出て聞かない

という、大変好ましくない状態になっております。そういう点については、もちろん実情は御存じだと思います。どのように御指導されているのか、県としてはどういうお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○村井委員代理（三浦副知事） ありがとうございます。確かに、沿岸市、町によっては、先生おっしゃるような濃淡はございます。住民との対話の密度の濃い自治体ほど復興の歩みが早いというのは現実であります。そういった問題を我々も認識しておりますために、そういったことも含めて、被災市町のいわゆる復興を主管している中心人物にも集まっていたいただき、こちらから出かけても行きますが、意見交換をするようにしていることと、あと、あわせて、先ほど申し上げました被災者復興支援会議、それぞれの地域で本当に素晴らしい仕事をなされている方々が中心でございます。私ども、あわせて、この復興支援会議の構成員の方々をサポートするといいますか、手足となって働く職員も今度採用いたします。そういった方々に県内一円を歩いていただいて、そういった住民の方々のアイデアであったり、課題であったりをしっかり吸い上げて、掘り起こし、そして取り上げていって、それらを市町に対してつないでいく、また、足らざるところは我々県がかわりを行う、そういうすき間を埋める仕事をしていくのが私たち県の仕事ではないかと思っておりますし、時間は多少かかるかもしれませんが、そこは着実に行っていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げました被災者復興支援会議については、委員の皆様にも、それぞれ現地にしっかり出向いていただきながら、そこで住民の方々と対話を重ねて、そこから課題を抽出していった解決策を見出していくなどというやり方も、私ども、やっていきたいと思っております。まだまだ県として足らざる部分はありますけれども、努力してまいります。

○五百旗頭委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。どうぞ。

○清原委員 せんだって視察に行かせていただきまして、これはほかのところでもそうなのですが、農業のところ、災害を機にやめるという選択をされる方々がかなりいらっしゃる、非常に大変だというお話もお伺いしました。そういう意味で、いろいろな先端的な取り組みなども重ねつつ、新規就農をやっていかないと、どうしても先細りになってしまおうと思いますが、そのあたりについての取り組みとか、あるいは今後の課題として考えていらっしゃるかどうか、お聞かせ願えればと思います。

○村井委員代理（三浦副知事） ありがとうございます。実は、私、農業がものすごく好きで、随分前ですが、農業の仕事をやりたいと思って、やっと思行けたときがありまして、そのころにも、やはり新規就農者が激減しているという問題がありました。今、宮城は少しずつ回復しておりまして、実は年間100人近い新規就農者が出ております。農業者大学校などの仕組みも変えたり、入学時の年齢制限も全部撤廃したり、いろいろな改革を行った上で、民間の方々にも参画していただいて、民間の力も借りた農業経営というものを我々は進めております。そういった意味では、企業化、大規模化というのが宮城でも少しずつ進んでいるわけです。そういった農業でないと、新しい就農者というのはなかなか確保で

きないのですね。そういった試みは今も重ねていて、おかげさまで、宮城の場合は、県の農業大学校は定員を超えております。しかも、卒業後の就農率は、恐らく全国でもトップだと思います。それぐらい、今、頑張っているつもりではございますが、何といても絶対的に農業を継続していただき、跡を継いでいただく方が少ないのが現実でございますので、まだまだの努力が必要です。そういう意味では、我々も農業施策としてやるべきことはたくさんあるような気はいたします。努力させていただきます。

○五百旗頭委員長 よろしゅうございましょうか。どうぞ、牛尾委員。

○牛尾委員 今、岩手県と宮城県の事例を聞かせていただいて、各自治体が弱小ということで、岩手県の場合、県がかなりリーダーシップをとっておられるような印象を受けました。それに対して宮城県の場合、岩沼市、女川町、東松島市と、各市町村で結構力のある首長さんもいらっしゃるの、どちらかといえば県はその地域に任せてやっていらっしゃるという印象を受けました。石巻の事例が少し少なかったような気がしましたが、例えば、市町村間の復興の進み方のばらつきについては、県として、もし何か御感想があれば、お伺いしたいと思います。

○村井委員代理（三浦副知事） 御指摘のとおりでございます、認識はしております。石巻市の場合、絶対量としての被災が極めて大きかったために、やはりその分、復興の歩みもそれなりにゆっくりしているというのが事実だと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、石巻市の新蛇田という地区で46.5ヘクタールの大規模な土地区画整理事業がやっとスタートいたしました。このスタートのニュースは、石巻市民に大きな希望と期待を抱いていただく原因の1つになったとは思っております。ただ、石巻市は離島、半島も抱えておりますので、島嶼部分、半島部分に対する手だてというのは、まだまだ緒についたばかりでございます、そこは石巻市自体も大幅なマンパワー不足でございますので、私どもも力を入れて、石巻市に人も含めててこ入れをしていきたいと思っております。牛尾委員が申された3つのところはしっかり進んでおりますので、遅れないように、ほかの市町村も支援していきたいと思っております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

大変おもしろい議論であります、それでは、引き続きまして、福島県から、内堀副知事、お願いいたします。

○佐藤委員代理（内堀副知事） 皆さん、お手元の福島県提出資料1-3になります。1枚目が目次になっていきますので、それはめくってください。2枚目から入ります。

まず、1ページになりますが、「②人的支援及び人員確保の状況」です。福島県と、県内の市町村が派遣を受けている職員数は記載のとおりですが、充足率は、県が約73%。そして、市町村の充足率が約49%となっています。

ちなみに、福島県の資料は、アンダーラインを引いてあるところを中心に説明しますので、そこを目で追っていただければと思います。

続きまして、2ページをお開きください。6番の「人員確保が困難」というところでご

ざいます。福島県では、土木職などの技術職員を初め職員の確保が非常に難しい状況です。国、独立行政法人からの中長期的な人的支援を含め、さらなる支援をしていただければと思います。また、派遣職員の受け入れ、そして職員採用の経費は、今年度は震災復興特別交付税で措置をしていただきましたが、今後とも国による継続的な財政措置をお願いしたいと思います。

次は、3ページの②から⑥の説明をしていきたいと思います。3ページの②ですが、避難生活が長期化する中で、福島県では、生活支援相談員による仮設住宅等の訪問や、被災者の見守り活動、保健医療専門職による被災者の健康支援活動等を行っておりますほか、心のケアに取り組むため、今年の2月に、「ふくしま心のケアセンター」を設置しております。

次に、4ページを開いていただきまして、一番上です。臨床心理士による被災者の訪問支援などにも取り組んでいるところでございます。

次は5ページをお願いいたします。5ページの四角の12番の「被災者支援に向けた財政支援及び協力体制」です。福島県は、地震・津波災害に加えて、原子力災害という特殊な状況下にありますので、今後も中長期的、継続的な被災者の見守りや健康支援、心のケアの取り組みを実施していく必要があります。このためには、国からの十分かつ安定的な財政支援が重要です。特に、これまでこうした取り組みを支えてきたのは緊急雇用創出事業なのですが、これを来年度以降も継続実施していただければと考えております。また、健康支援活動に従事する保健医療専門職については、看護協会への委託、あるいは市町村補助等を通じて確保に努めておりますが、まだまだ不足しております。国、関係団体等による専門職の確保に向けた協力をお願いできればと思います。

続きまして、四角の13番の「地域包括ケアシステム」について触れます。このシステムの実現には、市町村が地域包括支援センターを中心に、地域住民を初めとして、医療機関、介護サービス事業所等の関係機関から成るネットワークを構築して、緊密に連携をし、業務を実施することが必要となります。しかし、被災地域等では、依然として医療機関、介護サービス事業所等の再開に向けた人材が不足しておりますので、この人材の確保・育成が課題となります。

次は8ページをお願いいたします。8ページの四角の14番の「復興支援イベント等の回復が減少傾向」をご覧ください。昨年度は、福島県を含め、被災者に対する支援の機運が高かったわけですが、今年度に入ってから、やはりこういったイベントの回数が減少傾向にございまして、震災、あるいは原発事故の風化が進んでいるのではないかという思いを持っております。福島県では、風評払拭のため、観光地の現状に関する正確な情報をマスメディア、あるいはホームページ、官民一体の教育旅行誘致キャラバンなどで発信しますとともに、観光復興キャンペーン等を行っていますが、観光客数は震災前のレベルまでまだまだ回復しておらず、依然として厳しい状況が続いております。

次は、9ページをお願いいたします。9ページの①から④に触れてみたいと思います。福島

県では、除染の担い手を育成・確保するため、除染業務講習会を実施しておりますほか、③の放射線に関する正しい情報や知識を広めるための講習会、さらに④にて小中学校における放射線教育の推進などに取り組んでいるところでございます。

次は10ページをお願いいたします。10ページの⑦、⑧ですが、福島県の農林水産物に対する信頼を取り戻すために、全ての県産米を対象に放射線検査を行う米の全量全袋検査を初め、食品等の検査体制を整備し、マスメディアを活用したPRに努めているところでございます。

続きまして、11ページの四角の11番の「仮置場の確保が困難」をご覧ください。除染をしておりますが、この取り除いた土を保管するための仮置場を確保する必要があります。しかし、放射線への不安から住民理解が進まず、仮置場の確保が困難な状況にあり、除染の障害となっているところでございます。

続いて、その下、四角の12番の「森林除染の課題」ですが、福島県は県土の7割を森林が占めております。生活圏周辺以外の森林についての除染がやはり必要なのですが、まだ除染の方針が固まっておりません。一日も早い方針の決定が必要であります。

次に、12ページをお願いいたします。12ページの中ほど、四角の16番の「県民の放射線に対する不安」です。長期の低線量被ばくが人体に与える影響について、ある値以下ならば安全だという明確な基準が示されておりません。このため、県民の不安がいつまでたっても解消されないという状況にございます。今後は、正しい情報の発信、特に県民と接する機会の多い医療、保健関係者、あるいは学校の関係者を対象とした研修を実施したり、専門家による県民への説明など、国、関係機関、学会等とも連携して、リスクコミュニケーションの取り組みを進めていきたいと考えております。

続いて、その下、四角の17番の「放射線に関する副読本の見直し」です。リスクコミュニケーションの取り組みと併せて、福島県民に対する偏見、差別を早期に払拭するためにも、学校で使っている放射線に関する副読本を見直し、全国の子供たちが正しい放射線教育を受ける体制を整備する必要があると考えております。

続いて、13ページ、四角の19番をご覧ください。「県産農林水産物の風評被害対策」として、消費者に食品中の放射性物質や検査法に関する情報を適切に伝え、理解を促進していく必要があります。今後も消費者に軸足を置いた地道な活動、あるいは大々的なPR戦略を継続して行っていくために、十分な予算措置、あるいは人員の配置が必要となります。

続いて、14ページをお願いします。14ページの「②タブレット端末による情報発信」です。これが現物になりますので、今から皆さんにお返しします。どこを触っても大丈夫ですので、少しご覧になってみてください。役場ごと避難している飯舘村、あるいは富岡町では、役場と住民、さらには住民同士による双方向の情報交換が可能となる、このタブレット端末の運用が行われております。これは北は北海道から南は沖縄まで、どこにいても身近な情報が安心して手に入るものであります。こういったものが被災者との情報共有を図る上で非常に有効な手段となっているところでございます。

次のページの四角の5番になりますが、この課題でございます。この情報端末は、携帯電話の回線を使用していますので、通信料が自治体の大きな負担になっております。総務省の補助事業は、補助対象をシステムの構築費用としておりますので、運用経費は含まれておりません。やはり原発による避難という非常に特殊な状態を踏まえ、長期的に住民同士の絆の維持を図るため、情報端末運用への財政支援が必要となります。

以上、10分たちましたので、一旦説明を終わります。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

見事に10分でまとめていただきました。神業かと思います。それでは、どうぞ、御質問を。どうぞ。

○清原委員 2ページの5番で被災者の意識の変化が書かれています。それから、4ページの8番で避難者ニーズの多様化ということも書いてありますが、再建をどういうやり方でやるのかということにつきましてもそうですし、また、域外避難された方につきましては、とりわけ月日がたつとともに、気持ちが非常に揺れ動いていきます。今、兵庫県にも1,000人ほど避難してきておられますが、ほとんどが福島の方です。夫婦の間での意向も、それから、祖父母世代と親世代の意向も、だんだん違ってきて、家族の関係も非常にぎくしゃくしてきたり、本当につらい状況というのを、私どももこちらに避難していらっしゃる方々とお話ししても、非常に強く感じます。月日とともに気持ちが変わっていくのは当然のことだと思うのですが、なかなか展望が見えないという状況の中で、気持ちが萎えていく、追い詰められていくということが非常にありますので、動いていく気持ちそのものを受けとめつつ、被災者が復興へ向けて参画しているという手応えを日々得ることができるよう、そうした仕掛けがかなり要るのではないかという感じがしているのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○佐藤委員代理（内堀副知事） 非常に難しい課題でして、本当に北は北海道から南は沖縄まで避難されています。今、回覧しますが、これは富岡町の町民の電話帳です。これを見ていただきますと、本当にばらばらの地域におられますので、どうしたらいいか。自治体では、町民の意向調査を頻繁にやっていて、郵送をしたり、FAXを使ったり、あるいはメールを使って、できるだけきめ細かく皆さんの気持ちを酌み取る。それをやっていますと、皆さんの思いが時々刻々と変わっているという姿がわかります。その思いをつかみながら、今、真っ先にやらなければいけないのは、避難地域の見直しですが、これが実は進んでいないのですね。今、国と市町村、そして県も絡んでやっているのですが、なかなか区域の確定ができない。自分の町は何年後に帰れるのだろうかという目算がつかないことが一番気持ちが揺れ動く原因です。ですから、これをまず真っ先に、復興庁や我々が一緒になって、町村と悩んで決めていくことが最大の課題です。

それから、もう一つは除染です。そもそも帰れる、帰れないの目途は、自分のふるさとがいつになったら住める線量まで下がるのか、これがわかることが前提ですので、除染をどれだけスピードアップして進められるかが勝負であり、環境省と今、始めておりますが、

高線量地域はちょっと苦戦しております。この区域の見直しと除染を進めることを行政として必死にやりながら、住民のニーズを酌み取った上で、彼らにどういう情報を提供して、気持ち、絆を支えていくかということを当面は必死にやっていきたいと考えています。

○五百旗頭委員長 堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 今の質問に関連しまして、県外避難者に対する支援についてですけれども、われわれも支援活動をやっております、例えば、富岡町、あるいは飯舘村、役場、公務員の方に県外にもいろいろおいでいただいて、実情を説明いただく。そのときに自分の職責にこだわらず、町、市、全体の状況について、どの職員もしっかり説明されるというところは大変すばらしいことで、ほかは縦割りに縛られるのですが、福島の場合は、その点は大変すばらしいと思っております。

それで、質問なのですけれども、県外避難者は、ときがたつにつれ、特に帰れるか、帰れないかがわからない地域からの避難者、あるいは自主的避難者の方は、もう帰れない、自分はこの時期で帰ることをあきらめて、この地で何とか生活のめどを立てたい、そういうふうな気持ちに移っていらっしゃる。特に遠ければ遠いほど、例えば、九州の方などは、8割から9割はもう帰らないとはっきりおっしゃる。東京の方でも、相当数それがふえております。ただ、そういう方はやましいというか、裏切るような気持ちを持っておられて、なかなかそれを公にはできない。だから、一緒に就職活動するとか、そういうことができない。

そのネックの1つに、佐藤知事にしろ、各自治体の長にしろ、やはり帰ってきてほしいというお気持ちが非常に強くて、そういうメッセージが強く出ている。そのために、そのメッセージに縛られて、公にその地でみんなで暮らそうという活動がしにくいし、自治体によっては遠慮して、そういう活動を支援しにくいという、そういう実態が生じているように思います。でも、帰れない方が出るというのはやむを得ないし、それはその方の自由なので、そういう方はそういう方で、その地でどうぞ幸せになってほしいというメッセージを出していただけるように、基本的な方針を変えていただくということとはできないものか、いかがでしょうか。

○佐藤委員代理（内堀副知事） 今のお話、一番のポイントは、お一人お一人の住民のお気持ちを尊重するということだと思います。したがって、我々が強制的にとか、強い気持ちで云々という世界ではないので、やはりお一人お一人が自分の意思でお決めになっていただいて、そして自分の住みたいところに住んでいただくようにするというのが、やはり一番の基本なのだろうと思います。その上で、県として、あるいは行政として、実は各県庁とも連携してやっているのですが、どこに住んでおられようとも、非常に特殊な事故に起因したものですので、できるだけきめ細かくフォローすることが大事です。そのときに、例えば、住民票も変えられて、その地に住民として溶け込まれるというのも1つの選択肢だと思います。逆に、今、お話ししている町民の電話帳とかタブレットなどを見て、そのタブレットは毎日やっている地域のコミュニティー放送が更新されていまして、方言でFM

が聞けるようになっていきます。今、ボリュームを消していますが、それを聞いて涙を流したり、町民電話帳を見て、自分の知人の方があちこちにいるのを見て、やはり帰りたいというお気持ちになる方もいます。

結局、皆さんが、今、気持ちが決め切れなかったり、もうしようがないかなと思われる根本は、いつ帰れるかわからない、帰る目途が見つからないという、さっきの話にまた戻りますので、やはり行政としてはやるべきことをやって、いつになれば帰れますよということを示すことだと思います。あるいは、当面、今、「仮の町」という言い方をしていますが、第2の生活拠点をふるさとの近傍に作って、そこに復興公営住宅を建てるかあるいは仮設住宅に住んでいただいて、まずは当分の間そこに軸足を置いた生活をしていただいて、いずれまた戻るといふ、ワンクッション置いた戻り方もあると思います。やはりそれぞれの個人の気持ちを尊重して、いろいろな選択肢が提供できるように、県としても国と一緒にサポートしていきたいと思っています。

○五百旗頭委員長 そのほか、いかがですか。

放射能への長期的な影響についての明確な基準が依然としてないとか、あるいは放射能教育の正しいあり方ということを指摘されましたが、そういうことについて、やはり県としても研究をしていらして、方向性のようなものは見えつつあるのでしょうか。

○佐藤委員代理（内堀副知事） 今、「放射線医学県民健康管理センター」と環境の除染を進めていくための「環境創造センター」、この2つをつくる準備をしております。その中で、例えば、IAEAだったり、あるいは世界中の専門機関とか専門家の御意見をいただきながら、福島現在の原発事故の状況を踏まえた専門的な知見を集めて、かつそれを一般の方にわかるようにコミュニケーションしていくということを今、始めていますので、こういうことを積み重ねる中で、放射能を正しく怖がるという一番基本的なスタンスを、県民全体、そして全国的に広げていくことができればということで、取り組みの準備を進めているところです。

○五百旗頭委員長 そうですか。我々としても連携して、ある方向性が見えてきたら、ぜひ国民全般に共有してもらおうように進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○清原委員 今のお話とかかわるのですが、12ページの15番に書いてあるように、学識経験者、専門家の不足ですね。リスクコミュニケーションなどをやっていこうと思ったら、チューターになっていただけるような人材がたくさん要ります。専門家だけでは、とてもやりきれないところがありますから、玄人ではないのだけれども、素人でもないという中間的な人材、サードワーカー的な人材を育てていくことによって裾野を広げていくといったことも要るのかなという感じがします。母子のグループなどでも、勉強しようと思ってもだれを呼んできたらいいのかということが非常にありますので、そこら辺の人材についてはいかがでしょうか。

○佐藤委員代理（内堀副知事） 12ページの四角の16番にあるのですが、専門家を呼んで、

いろいろな研修会とか講習会をやるというのは頻繁にやっているのですが、集まれる方は限りがあります。そうすると、もっと身近なところに人を置くために、医療関係者や、保健関係者、あるいは学校関係者、先生や、保健師さん、お医者さん、看護師さんといった方が結構聞かれることが多いのですが、そのときに、放射能について、「それはこうなんだよ」ということを返せるように、今、人の育成のためのマニュアルや講習を始めています。こういったことが住民の方にとって一番手の届くリスクコミュニケーションになるのかなと思いますので、専門家による本格的なものと、複層的に進めていかなければいけないと思います。

また今、市町村の職員も聞かれることが非常に多いので、職員の皆さんも、レイ・エキスパートといいますけれども、素人とはいえ、かなり専門的な知識を持っていただいて、ちょっと窓口で聞かれたときに、「それは、こういうことなんだよね。」というのを方言で返せるようになれば、これが本当のコミュニケーションになるのだらうと思います。

○五百旗頭委員長 飯尾さん、いかがですか。

○飯尾委員 大変いろいろなポイントを伺いたいことがあるのですが、時間もありますので、1つだけ伺います。きょう御説明いただいた中で、最後のほうに情報端末を使って等は無しがございました。端末は、今、回覧していただいていることですが、これに関して伺いたいと存じます。確かに、これを続けるためにどうしたらよいかということですが、それ以前に、まず、これがよいものかどうかということをもう少し工夫する必要があるかと思います。ただ渡すだけでは十分活用されないので、もう少しみんなで活用する方法を考えるためには、ちょっと立ち入って、こんなことをしたらどうだという話です。今、ここでもたくさん出てきたのですが、住民の意向を把握するというと、今、見たものは町のお知らせが出ているだけですが、もう少し住民の皆さんが、これは何とか、何か聞いてくると、こんな意見が多いのだということ町側で問いかけるとかです。これをすることは非常に期待したいのですが、ほかの県でもやられるといいと思うのですが、これはフロンティアなので、どうやったらよいかわからないので、先に始めたところにはもう少し応援を出して、民間かもしれません、そういうことをどんどん実験していくということをお進めいただくのはどうだろうか、難しいことがあるのかどうかということ伺いたい。

2番目に、これがよいということになったら、もう少しほかの市町村に広げるのはなぜ難しいのか。この2つだけ、タブレット、あとフォトフレーム、フォトフレームは性格上、一方向になってしまいますが、ないよりはずっといいだらうと思いますが、そういうことをほかに広げる動きがないのか、何か難しいことがあるのかということ。

それから、3番目は、そのときに、市町村がこれをやりとりするのは結構大変だという感じを今でも持っているのかどうか。これに関して3つを伺いたいです。

○佐藤委員代理（内堀副知事） タブレット端末は、画面を見ていただくとわかるのですが、今、ランプがついているのは4つだけなのです。14ページの写真を見ていただいても

わかるのですが、字が出ているのは4コマになっています。これは残りのコマも決まっています、ここに今後、双方向のやりとりをするコーナーを設けたり、いろいろと新しいトライをしていこうと思っています。しかし、このタブレット端末は電話帳よりも使われていないのです。タブレット端末のほうがわかりやすいですが、特におじいちゃん、おばあちゃんなどは、これを、最初はちょこっと触るけれども、また箱に戻してしまう。これは実は町長のもをそのまま借りてきたのですけれども、町長も箱の中に入れてありました。やはり年配の方は、こういったものを、若者がスマートフォンを使いこなすような感じにはいかないので、ここは正直、まだまだ使い方の工夫が必要なところだと思います。

一方で、これはまだ充実していないのですが、動画や、ライブカメラ、放射線量情報はまだ白抜きになっていてスタートしていません。こういったものが始まったり、またよくある相談とか、アンケート、コミュニティー広場という双方向のところ、実は1月からスタートする予定なのですが、そういうことを始める中で、これが本当に生きてきて、ほかの自治体も、あそこですごく評判がいいからやってみっぺという話になるようにしていくのが、これからの大事なことだと思います。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

大変充実したやりとりをしていただいて、ありがたく思います。3県の方から説明いただいて、やりとりがあったのですけれども、国のほうに向けられた問題が2つほどあったと思うのです。1つは繰越の問題で、2年やるとだめになるという問題。これを国はどうしようとしているのか。それから、基金。岩手の場合だと420億を自治体と県で半分に分けて、それぞれだけれども、使い切り状態になっている。これは使い勝手のよい、柔軟にできるものなのだけれども、あと、補給はないのかという、この2点がかなり切実な問題である。大臣がおられないのですが、その方向性、最終的な答弁でなくて結構ですが、こんなふうな感じということでも少し御発言いただけますか。

○黄川田復興副大臣 事務方の前に私からいいですか。繰越の関係ですが、先ほどお話しされたとおり、例えば、第3次補正は12月に予算措置なものですから、あと、自治体を使うといっても、自治体の議会も経なければいけません、もう3月が来ましたが、使えません、結局、明許繰越しなければいけない。特に、社会資本総合整備交付金、復興枠なのですけれども、これも個別、具体の中で、なかなか契約まで至らないところがあるかもしれません。一度は事故繰越ができる。その事故繰越の仕方も、さまざま、各省庁ごとにあるみたいで。私も現場に行ってみて、きょうは岩手の漁連の大井会長がいますね。船を共同利用で買っているのだけれども、造船場がいっぱいあるわけではないので、次から次とできてくるわけではない。こういう部分も実務的にどうかしてくれないのかという話もいただいております。いずれ、今のままだと事故繰越で終わりですので、一たん予算は不要となる。しかしながら、その後、どうするのだということになりますので、変わらずに新たに措置するという形になるのでしょうかけれども、この部分は実務的に、後で役人のほうから説明させていただきます。

それから、後段の部分です。復興交付金、それから、促進事業、それから、自由度の最も高い取崩型の基金ということで、この基金が本当に顔が見える復興、各市町村、自治体の最も宝だと思っております。交付されたものの半分は県に、残り半分は市町村に分けるということで、今、一番やらなければいけないのは、やはり住宅の再建ということで、住宅の再建の中では、防集、あるいは漁集という高台への集団移転ですね。あるいはまた土地区画整理なども行われております。ところが、その網にかからないところをどうするかというのが大事な課題であります。

私、被災の度合いの高い、厳しいところの陸前高田市の出身でありますけれども、基礎的自治体、陸前高田市にあっては、網のかからない部分でいくばくかの支援といいますか、例えば、自主再建したところで水道工事をやった、水道工事の分は見ますかと。田舎ですから、道路があれば、自分の家までの入口の道路があるのですね。田舎では序の口道路といいますか、そういうところの部分を支援しましょう、あるいは造成でちょっとかかった分を支援しましょうと、これを際限なく支援したら、たちまち1日で基金は取り崩されてしまいます。そこで上限を決めたりしておるところでありますけれども、いずれ同時進行で、なりわいの再生もしなければいけない。住宅再建に全部使ったら、次の段階に進めないということで、最も大きな声で首長さんたちが言うのは、しっかりとした財政措置といいますか、裁量権の最も高い基金に、枠の拡大、ここをしっかりとやれというふうな形は言われております。いずれ復興交付金、あるいはまた効果促進事業、先ほどお話ししたとおりの取崩しの基金なのでありますけれども、将来の財政支援をしっかりとってくれるのかという、この部分の不安がありますので、この不安払拭のために、我々復興庁は各省庁に対して、特に財務省に対して、しっかりと取り組んでいかなければいけない。この震災は、国家がしっかりと支える震災なのだとすることを強くメッセージを出さなければいけないと思っております。

以上であります。

では、事務方から、事故繰越をお願いします。

○岡本統括官 繰越の問題は県から出ましたし、今、副大臣からもお答えしたとおりで、大きな問題と認識しております。まず、運用のほうで、どれだけ簡素化できるのかというのを事務方でやっております。また、そのあたり、御相談させていただければと思います。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

平野大臣もそのうちにまたお帰りになるかと思っておりますので、きょう、各省庁からの報告をいただいているという大事な後段の議題がございますので、そちらに入らせていただきたいと思っております。

最初に、まず復興庁からお願いできますか。これは岡本さん、よろしく申し上げます。

○岡本統括官 復興庁でございます。

各省庁の報告に先立ちまして、復興庁から最近の動きについて御報告を申し上げます。

資料２－１をお開きいただきます。

資料２－１復興庁提出資料①でございますが、これは表紙に書いてございますように、10月16日の復興推進会議におきまして、平野大臣から関係各省に要請をいたしました項目でございます。中間報告で委員会から問題点を御指摘いただきましたが、その部分とかなりかぶっておりますけれども、平野大臣からより具体的にこの項目に沿って、各大臣に指示及びお願いをしたところでございます。

きょうは時間の関係で、項目だけ紹介させていただきます。

1は推進委員会からいただいたものと同じ「1. 住宅再建・高台移転の早期実現」でございます。きょうも議題になっております職員確保、復興連携チームによる国による支援活動の充実でございます。

「2. 復旧・復興事業の加速化」でございます。ネックとなっております、所有者不明の土地の処理の促進、円滑な施工を確保するための対策の推進。先ほど資材の不足、フラッグという話も出ておりました。

「3. 生活復興から発展する地域包括ケア」でございます。①、②の子どもの心のケアに関する調査・対策が不十分であるので、これについて力を入れたいという指摘でございます。

「4. 原子力災害からの復興」ございまして、(1)の①避難期間の見通しがどうなるのかという検討が必要であるということ、瓦れきの処理、除染・廃棄物対策の推進が前提として必要である。おめくりいただきまして、その後、インフラ、住環境の復旧・再開の問題、雇用と農林水産業再開の具体化を指摘してございます。

「(2) 長期避難支援」でございますが、受け入れ自治体での課題の解決、②が災害公営住宅の拠点整備等の課題でございます。

「(3) 福島復興の前提となる原発事故、放射線対策等」でございます。先ほどからも出ておりますが、放射線対策に関する方針や情報を十分に説明すること、除染を推進すること、帰還に向けたモニタリング、そもそも第一原発の安全性の確保及び自治体住民に向けた丁寧な説明が必要であるという点を御指摘しております。

この各項目につきまして、各省に指示を出したところでございまして、きょうも含めまして、順次これについての回答を求めてまいります。

次に資料２－１復興庁提出資料②でございますが、10月26日に国の予備費を決定しました際に、その中の一環といたしまして、復興特別会計の予備費の使用を閣議決定してございます。

内訳は2つございまして、1つが地域経済産業復興立地推進事業費補助金、いわゆる立地補助金と言われるものでございます。これにつきまして、402億円の上積みを行いました。

下の箱の中に書いてございますが、既定予算額は1,700億でございましたので、今回追加いたしまして、2,100億でございます。

もう一つは、中小企業組合等共同施設災害復旧費補助金、いわゆるグループ補助金でございます。これが801億円。

既存予算に足しまして、2,800億円の予備支出を決定してございます。

次のページが資料2-1復興庁提出資料③でございます。日付が抜けていて恐縮でございます。11月5日月曜日に公表いたしました、事例集でございます。当委員会からも先進的な事例を他の市町村、自治体に公表するようという御指示を承っております。

その1つといたしまして、ボランティア・公益的民間連携班が調査いたしました事例でございます。行政だけでなく、企業、ボランティア団体など担い手との連携が非常に重要でございます。

次のページに目次をつけてございますが、企業、ボランティアがやっておられる事業は非常に多うございますので、今回は行政と企業とボランティア、少なくとも行政とその他2つの主体と連携しているという網をかぶせて、応募をお願いいたしました。

ここに書いてございますように、生活支援、雇用・産業支援、情報発信、助成・資金支援などのジャンルで、民間企業あるいはNPOの方々が、地元と一緒に連携して進めている好事例を選んだつもりでございます。

内容については、省略させていただきます。

7ページめくっていただきますと、資料2-1復興庁提出資料④が出てまいります。これは私どもの男女共同参画班が集めました、男女共同参画の視点からの参考事例集でございます。

おめくりいただきますと、これも同じように趣旨と目次がついてございます。避難所の運営から始まりまして、女性の力は非常に大きいものがございます。ただし、残念ながら、まだ十分な活用がされていないというのが現状でございます。うまくいっている事例をいただきまして、まちづくり、仕事づくり、暮らしの支援などで好事例として公表させていただきます。

これを私どものホームページに載せるとともに、関係者のところにお知らせをしているところであります。

これも同じく11月5日付で公表いたしました。

あとは公表でございますから、飛ばさせていただきます。

次の資料、ホチキスが別になっていて恐縮でございます。資料2-1復興庁提出資料⑤でございます。復興予算が目的から少し離れた事業に使われているのではないかという御指摘と御批判をいただいております。平野大臣からしっかり見直すという発言が出ておりますが、資料2-1復興庁提出資料⑤は、昨日、政府の行政刷新会において決定された資料をきょうはお持ちしてまいりました。

行政刷新会議では、16日、来週の金曜日から3日間をかけて、いわゆる新仕分けを実施するという方針になっております。

おめくりいただきまして、次のページの上から4行目、今回の新仕分けの対象事業が出

ております。

1つ目の○でございますが、政府の最優先課題であり、国民の関心が高い復興関連事業が今回の新仕分けの対象でございます。ここに3つジャンルが出ておりますが、そのうちの1つ目として、復興関連事業が今回の新仕分けに取り上げられたということが、昨日、決まっております。

次のページですが、きのう発表になりました事業の一覧表をつけてございます。13府省、すなわち全府省の17事業について、来週の金曜日から新仕分けに取り上げるという方針が出ております。

これにつきまして、大臣からは、この仕分けの結果を受けて、来年度予算、また24年度予算についての対応を政府として決めるという発言が出ております。

以上が報告です。

○五百旗頭委員長 これは既に執行したものを返せとか、途中のものを止めろということを含んでいるんですか。今、最後に来年度予算に向けてとおっしゃいましたね。

○岡本統括官 来年度予算とともに、24年度の予算のこの後の扱いをどうするかということも含めて議論になると、大臣は発言しております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

省庁から多くの報告をいただきますので、1つずつの質疑ではなくて、報告を順次いただいた後、まとめて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、次は国土交通省お願いいたします。

○国土交通省総合政策局政策課 田村課長 国土交通省でございます。

資料2-2-1 国土交通省提出資料に沿って御説明させていただきます。

資料は、中間報告にありました課題に沿って取り組みや今後の課題を整理して記載しています。

「○被災市町村への人的支援」ですが、市町村職員の派遣等について、まちづくり分野について、被災地方公共団体の要望を受けて都道府県に働きかけをして今年4月に他の市町村の職員等168人の派遣をしています。現在は総務省が一元的にまとめていますが、国土交通省も引き続き協力して参ります。

都市再生機構（UR）による支援について、現時点でURの職員が213名ほど派遣され、被災地のまちづくり支援にあたっております。これらの職員はURと覚書や協定を締結している16の被災市町村に派遣され、うち10市町につきましては、現地の専任チームを配置しております。その他、覚書・協定等を締結した被災市町村からの委託等に基づきまして、復興市街地整備事業や災害公営住宅整備事業を実施しています。

復興まちづくり人材バンクについては、公益財団法人都市計画協会が構築しているもので、まちづくり専門家743人の氏名や具体的な得意分野の情報を財団のホームページ上で公開しております。

今後の課題としては、引き続き、地方公共団体のニーズに応じて、対応していきたいと

考えております。例えば国家公務員OBの活用については、適材の人間のリストアップ等を進めているところでございます。

2 ページ目「○都市再生機構の活用、一括発注等の迅速化の手法の検討」については、URがCM方式を活用して、複数事業の一括発注のモデル事業を開始しております。

右側に図がありますが、いわゆる事業主体である市町村がURに計画とか事業の立案等を委託して、URが業務全般の総合調整をした後、CM契約ということでCMR（ゼネコン等）に請負契約を出す。CMRが調査・設計、施工を一括して調整しながら実施します。

これにより、市町村等のマンパワーとかノウハウを補完でき、事業のスピードアップや地元企業の活用が図られます。

具体例といたしまして、10月11日には女川町、10月23日には東松島市でCMRとなる民間事業者が既に決定されており、陸前高田市で選定中であります。

今後の課題についてはこれら事例の周知・普及や、今日の岩手県の資料の指摘等を踏まえさらに使いやすい形にしていくという検討が必要と考えております。

「○合意が整った地区の工事の先行させる段階的な整備」でございますが、これは事例の紹介でございます。

事業手法を変更した事例ということで、2つあります。

1 つは宮城県亘理町荒浜地区の事例で、右上の赤線で囲んだ部分がもともと土地区画整理事業を行う想定でしたが、全体を一度に行うことは難しいだろうということで、橙色の矢印が5本ほどある通り、防災集団移転促進事業に変更している事例でございます。

右側に記載している宮城県山元町は、土地区画整理事業から津波復興拠点整備事業に変更した事例です。赤線で囲んだ部分について、津波復興拠点整備事業に切りかえて、拠点市街地を迅速に整備しようというものでございます。

それから、段階的な事業実施の事例といたしまして女川町の土地区画整理事業を挙げております。都市計画決定では226ヘクタールですが、全部に着手せず段階的な実施ということで、先行2地区から事業着手する予定です。今後も他事業、津波復興拠点整備事業の組み合わせも考えながら、段階的に事業を実施していくということでございます。

今後の課題については、事例の掘り起しと他市町村への共有が挙げられます。段階的・先行的な取り組みの過程いろいろな意見調整もあると思いますので、これらのうまくいっている事例を参考にしてもらうことで合意形成に有用なものとなるのではないかと考えております。

「○発注方式、サポート方策の更なる検討」でございます。

復旧・復興事業の円滑な施工確保については、入札不調を始め色々問題が起きていますので、関係省庁や被災地の公共団体、さらには受注者である業界団体で復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会を昨年12月に設置をして、これまで開催をしてきております。

対策については、予定価格の適切な算定、技術者等の確保、資材の確保、の大きく3つに分けられます。

“予定価格の適切な算定“については、設定単価や労務単価は、高騰している実勢価格を反映したものにする事や、労務費・資材費の補正を認めること、さらには点在する工事での工事箇所等の間接費の算定等々を行うことを考えております。

“技術者の確保”については、復興JV制度の創設や、1人の主任技術者が管理できる近接工事等はどういう範囲なのかとを明確化するという対策をとっております。

“資材の確保”については、資材連絡会・分科会を設置して、情報連絡を密に行い、逼迫する生コンについてコンクリートの二次材を活用するなど、対策を講じているところであります。

今後も引き続き協議会の場を機能させて、被災地方公共団体と連絡調整をしながらやっていきたいと考えております。

「○中心市街地対策（公営住宅と商業施設・津波避難ビルの連携した整備等）の推進」も事例でございますが、宮城県多賀城市における事例を挙げております。災害公営住宅160戸を建設するに当たり、避難ビル機能や保育所や福祉施設等も併設するなど住まいと雇用機会の確保の観点や、他の機能も併せた公営住宅整備を推進していきたいと考えております。

これについても、これら事例を他の公共団体に情報提供し計画の策定を促していきたい。

「○住宅復興に係る工程表の可視化」の事例として、岩手県と宮城県の例を記載しております。

ロードマップの形で示すことで、今後、被災者にわかりやすい工程表を被災地方公共団体において作成いただき、工程表の作成に至っていない事業については、こういったものを早く作るとともに、既に載っているものについても、前倒しを促していきたいと思っております。

「○観光業の推進（被災地における文化振興を兼ねた観光の促進）」ですが、先ほども観光客がなかなか戻らないという発言も福島県からありましたが、観光業の推進ということで、記載の取組をしております。

ビジット・ジャパン事業による風評被害対策は、来年度も実施予定でありさまざまな情報発信をしていきたい。

東北・北関東インバウンド再生緊急対策について、海外での商談会や観光復興PRイベントの実施、安全・安心小冊子や東北・北関東観光ガイドブックの制作・配布を行っております。

東北観光博については今年度末までの実施ですが、官民一体となって誘客の取り組みを実施しております。さらに交通事業者との連携という意味で、JR東日本のフリー乗車券や、NEXCO東日本の周遊エリアでの支援パス等の協力をいただいております。

東北・北関東への訪問運動は、会合・イベント等の東北・北関東での開催促進する取組です。

今後の課題ですが、観光客が、震災前と比較し依然として戻っていない状況を踏まえ上

記のような取り組みを含め観光の振興をさらに強化していくことが必要と考えております。

駆け足でございますが、説明は以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。ちょうど時間に収めていただきまして、ありがとうございます。

それでは、引き続き、厚生労働省にお願いしたいと思います。

○厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室 西川室長 資料2-2-2厚生労働省提出資料を御参照いただきたいと思います。

「(2)生活復興から発展する地域包括ケア」というテーマに関連する取り組みについて御説明申し上げます。

1つ目の○ですが、被災地のひとり暮らしの高齢者、あるいは生活に困窮されている方、さらには県外、具体的には新潟とか山形など、被災地以外のところにも避難されている方がいらっしゃいますけれども、そういった方々に対しまして、社会福祉協議会やNPO等が巡回訪問、場合によっては点在されているような御自宅を御訪問されるということで、見守りや総合相談を実施しておりますので、その経費につきまして、厚生労働省として支援をいたしております。

関連いたしますけれども、次の○です。仮設住宅等で生活されている被災者の健康確保が非常に重要でございますけれども、自治体による継続的な巡回相談、あるいは保健師等の人材確保、こういった取り組みを支援しております。具体的には、先ほど福島県さんからの御説明がございましたけれども、例えば看護協会に委託するような経費、そういったことを支援申し上げております。

「困難な点、今後の課題等」ですけれども、下の○にあります。これは当然継続的な支援が必要になってくるだろうということで、各自治体からもこの取り組みを続けてほしいという御要望をいただいているところであります。

最後の○ですけれども、今後、長期化するとともに、心のケアとか、保健のニーズがさまざまなニーズという形であらわれてくることが予想されます。これは特に女性が多い職種でございますけれども、保健師等の専門職の人材確保、これは人材面・財政面で課題になってくると考えております。

○厚生労働省老健局振興課 朝川課長 続きまして、裏のページをごらんいただければと思います。地域包括ケアについてでございます。

1つ目の○でございますが、被災地での地域包括ケアシステムの構築につながってまいります、サポート拠点の設置・運営につきまして、予算を計上しておりますが、来年度につきましても、その積み増しと延長を要求しているところでございます。

2つ目の○にありますように、ここでは東松島市の例を挙げてございますが、多くの地域で熱心により取り組みをしていただいておりますので、事例収集に努めて、ほかの自治体でも参考になるように、よい事例を紹介する取り組みも進めていきたいと思っております。

3つ目の○ですが、地域包括ケアシステムにとって、在宅医療の体制・整備も重要になってまいります。在宅医療を普及していく拠点として、在宅医療連携拠点事業を全国的な取り組みとして進めておりますが、その中で、括弧書きにありますとおり、今、被災3県で8カ所実施していただいております。来年度につきましても、要求をさせていただいているところでございます。

今後の課題といたしましては、御案内のとおりだと思いますが、住まいと介護と医療と色々なインフォーマルなサービス、そういったものを一体的に提供していくというのが地域包括ケアでございますので、1つは、今後、災害公営住宅などができてくるかと思っておりますので、そういったところと密接に連携して、介護・医療の拠点の体制づくりを支援していくというのが課題であります。

インフォーマルサービスも地域住民主体の見守りサービスなどですけれども、そういったものも地域包括ケアでは重要になってまいりますので、今、サポート拠点で色々な訪問支援活動をしていただいております。訪問支援をされている方々は、色々な知識・技能・知見を向上させておられますので、地域包括ケアの担い手として、定着していただく、そういったことも課題だと考えております。

以上でございます。

○厚生労働省医政局指導課 梶尾課長 次のページですけれども、その他と書いていますが、この機会に医療従事者・福祉人材の確保の取り組み状況につきまして、御報告させていただければと思います。

「被災地における主な医療従事者確保対策」ということで、4つございます。

全国の医療関係団体、医師会ですとか、全国医学部長病院長会議等から成ります被災者健康支援連絡協議会という組織の協力をいただきまして、医療機関のニーズとのマッチングを図りながら、医療従事者の派遣を行っているところでございます。

また、都道府県に地域医療再生基金を交付してございます。被災3県につきましては、合計で1,080億円交付してございます。これは病院の整備、医療従事者の確保対策などにも使っていただけるわけですが、そういった事業がございまして。

3つ目にありますけれども、医師不足病院の医師の確保の支援等を県がコントロールタワーとなって、キャリアを考えながらやっていただくというものにつきまして、今年度は20県に補助してございまして、来年度の増加も考えております。この20県の中では、被災3県も補助対象としているということで、実施していただいております。

特に福島県における医療従事者の確保対策につきましては、相双地域等について、厚生労働省としてのセンターを設けまして、県、市町村あるいは医療機関、医大なども訪問しながら調整をする。そういったことも行っているところでございます。こういったことで、各県に御苦労いただきながら、関係団体の協力も得て取り組んでございまして、大分震災前の状況に近づいてはおりますけれども、もちろんまだ十分ではございませんので、引き続き県、市町村、関係団体と連携を図りながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

す。

○厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室 西川室長 続きまして、下の福祉の分野の人材確保対策でございます。

福島は保健医療と同様に人材確保の問題が課題となっておりますので、○にあります。福島県とも連携しながら会議をつくっております。雇用による職員の確保が理想的なんですけれども、それはうまくいかないということもありますので、応急的な措置ということで、関係の社会福祉協議会等の協力も得ながら、遠くは東京だとか、大阪だとか、そういった県外の介護職員に、応援のために相双地域などに来ていただくという事業を実施しております。

大体3カ月ごとに来ていただくような取り組みをしております。第1期応援期間は、相双地域の特別養護老人ホーム、例えば5施設に対しまして、延べ42人に来ていただいたり、次の期間では48人に来ていただいたりということで、行政も間に入りながらマッチングをしております。

最後の○ですけれども、福祉人材センターあるいはハローワークとも共同しながら、新卒の方、あるいは途中から入られる方の面接会を積極的に開催して、人材不足の解消を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

委員の皆さんは随分重なって報告を受けますが、聞きたいことは是非メモをしておいていただきたいと思っております。

続けて、総務省からお願いしたいと思っております。

○総務省自治行政局公務員部公務員課 植田課長 総務省の公務員課長でございます。よろしくお願いたします。

資料2-2-3総務省提出資料という1枚紙がございます。それに沿いまして、御説明したいと存じます。

主に総務省に関連します「○被災市町村への人的支援について」ということで、まとめてございます。

「職員派遣の状況」ですけれども、参考数値といたしまして、発災以降、23年度末までにさまざまな派遣の形態を含めて、延べ8万1,544人の地方公務員の方々が、被災県、被災市町村へ派遣されている状況がございます。

総務省におきましては、全国市長会・全国町村会と協力いたしまして、被災市町村に対する職員派遣の支援体制を構築してございます。これをつくったときには、各省庁がそれぞれ各分野ごとの応援スキームをつくっていらっしゃいました。かつ各団体ごとに、防災応援協定ですとか、姉妹都市の協定ですとか、そういう相対での人的派遣はあるんですけれども、そういうところで対応できない、漏れた団体が出ないようにということで、セーフティーネットの役割を果たすべく、当初はつくったというスキームでございます。

その後、さまざまな使われ方をしておりますが、24年度も引き続きこれを行っているということで、数字でございますけれども、23年3月から24年3月までで1,314件、今年度に入りまして394件のマッチングがなされている状況でございます。この数え方ですけれども、人数ということではなくて、1件、2件という数え方をしてございます。短期間の派遣で複数名が交代で行っているものについても、1件とカウントしておりますので、人数でいくと、この何倍にもなってくるということでございます。

引き続き、全国の市区町村に人を出してほしいという依頼している状況がございます。

それから、これは市町村のスキームを総務省がやっておりますけれども、県同士の対応については、全国知事会で被災3県の県庁への派遣スキームをつくっております。24年8月3日現在で463人派遣されている状況でございます。

「総務省における取組」ですけれども、1、2、3とございます。

大きな柱として、今の人的派遣がございます。これは1のところ、さらなる職員派遣の要請を全国にしていく。

1の2つ目のポツですけれども、任期付職員の採用・派遣について、全国の自治体に助言とございます。これは東京都に始めていただいたんですけれども、その後、岡山市ですとか、兵庫県、長浜市も予定していらっしゃいますが、自分の団体でわざわざ被災地に職員を派遣するために、任期付職員を採用して、派遣をするという対応をしていただいております。こういうことが、ほかの団体でもできないかということ全国に投げかけている状況がございます。

2ですけれども、派遣ということだけではなくて、被災地で自ら採用される、あるいは被災地の県で採用されて、被災地県内の市町村に派遣するという動きもございまして、これもサポートしていこうということで、さまざまな支援をしてございます。被災地の任期付職員の採用の助言、あるいは募集について、被災地だけで募集をしても人が集まらない状況がございますので、全国から募集をしようということで、総務省のホームページにその情報を載せたり、あと東京都さんと協力して、都内の地下鉄に公告をするとか、さまざまな形の周知・広報にも協力させていただいているという状況でございます。

この対応ということで、被災3県において、25年4月までに262人を採用し、被災市町村へ派遣の予定があるということです。それから、被災市町村自体の任期付職員の採用も197人、さらに年度内に53人の採用予定があるということでございます。

これら1、2の両方について、3ですけれども、財政措置ということで、派遣職員の受け入れ費用、震災対応のための新たな採用に対する費用についても、震災復興特別交付税で措置をするとしているところでございます。

今後の課題ですけれども、そうは言っても、マンパワーが依然として大きく不足している状況でございます。引き続きこれまでの取り組みを強めて、マンパワー確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。簡潔に時間内にやっていただき、ありがとうございます。

次に農林水産省からお願いいたします。

○農林水産省大臣官房政策課 大澤課長 農林水産省でございます。

本日は、農・林・水産、それぞれ1枚ずつの資料で用意させていただいております。説明は官房でまとめているかもしれませんが、バックヤードにはそれぞれの担当課長も見えております。

資料につきましては、それぞれ中間報告で書いてあること、特に優良な事例、今後の課題の前にその他一般的に行っている事業、今後の課題という形で整理しております。

農業の関係でございますが、農地の復旧に併せた水田の大区画化、担い手への利用集積、高収益作物への経営転換により先進的な農業を実現するということが、中間報告で提言されている内容でございます。

農地の復旧に併せた大区画の例といたしましては、仙台東地区におきまして、1,800ヘクタールの合意形成がほぼ整いまして、国営の土地改良事業を行うということで、その中で30アール区画のものを1ヘクタール区画にするなど、大区画化を実施するという動きで動いております。現在は復旧事業を中心に行っておりますが、大区画化につきましては、来年の秋から実施される見通しでございます。

先端技術の大規模実証、高収益な作物の導入等につきましては、こちらも仙台平野でございますが、宮城県の4市町におきまして、国が農業者の方々の土地を借り、実際の作業はその農業者の方々にやっていただくんですけども、新しい先端技術に必要な機材なり整備なりを国でいたしまして、実際の農業者にやっていただく。5年間それで実証していくという事業を開始いたしております。全体の規模といたしましては、計画では250ヘクタール規模でやる予定でございますが、現在、全体で約80ヘクタールの規模で実施しているところでございます。

大規模に行うものにつきましては、下の右の地図にございますが、いろいろな情報技術、IT技術を使いまして、各圃場の状態をいちいち歩いて見て回らなくても、情報が集まって、土壌の状態、肥料、肥培管理等、ある程度状況が自動的にわかるというシステムを構築すべくやっております。

左の例では、トマトを通常より低く何回も収穫することによって、収益を上げるという実験を行ったりいたしているところでございます。

以上は優良な事例でございますけれども、その他のところといたしましては、全体としての考え方は、まず復旧を最優先するんですが、復旧の間、農業者の方々が現場で心が折れないようにといいますか、実際、被災地域における瓦れきの撤去等の作業を行う際の支援、経営を再開するためのマスタープランの作成の支援、その他金融支援、施設・機械の導入支援等を実施しているところでございます。

現状でございますけれども、瓦れきの除去事業等は、非常に多くの地域で利用されてお

ります。

それから、塩を除去すれば、すぐにでも営農が再開できる場所がございます。経営再開のマスタープランというのは、担い手にどういうふうにも農地を集めるかということを決めていただくんですけども、全国でもそういう事業を行っておりますが、全国に比べても遜色ない程度で、マスタープランができつつあります。ただし、塩を抜いただけではなかなかうまくいかない、もう一回整備をしなければいけないところになりますと、どこに担い手を集めていくかとか、そういうところまで議論が至ってなくて、瓦れきの除去の事業なり、またその延長上のものを行っているということで、そこに若干のギャップがあると考えておまして、それをどう埋めるかというのは、今後の課題ではないかと思っております。

「今後の課題等」のところでお説明しますと、農業者の合意形成は、人が避難などでどこにいるかわからないということで大変だったんですが、これにつきましては、1年経ってようやくほぼめどがついた状況でございます。

大規模実証につきましては、従来の実証事業に比べて非常に大規模であるので、目立つとは思いますが、それがほかの方々によく伝わるように、オープンラボ等を活用することが大事だと考えております。

最後の3番目のところは、先ほどちょっと御説明しましたけれども、マスタープランをどうつくっていくかということが課題でございます。

続きまして、水産関係でございます。

水産につきましては、多大な被害を受けたわけでございますけれども、これを機に加工施設を充実したり、養殖について共同作業化を進めるということで、高度な体制を築いていこうというのが課題でございます。

優良な事例として、左側に挙げさせていただきましたのは、石巻の漁港でございます。これは漁港施設の復旧と併せて、水揚げから出荷までの全工程で衛生管理をしっかりとするための一体的な整備を行ってございます。27年度の終了予定でございます。

養殖につきましては、三陸産のワカメです。水揚げの金額ベースでは非常に復旧しているところでございます。養殖については、今まで共同作業がなかったわけでございますが、必要な国の支援事業を活用しながら、収穫の機械化、陸上での共同作業を含む作業体系の高度化を実現しているところでございます。生産量で8割となっておりますが、金額ベースではほぼ100%復旧いたしているところでございます。

その他、さまざまな事業を行っております。

水産関係の課題といたしましては、これは全体の公共事業の観点でございますけれども、災害復旧におきまして、入札不調が発生しているということで、関係省庁と連携しつつ、努力をしているところでございます。

陸上施設の復旧に先立って、昨年からの話題になっておりました地盤沈下した土地のかさ上げを、逐次、調整が整った地域から実施しております。上に挙げました石巻では、今、

実施中でございます。その他、気仙沼、女川等でも実施が始まっているところでございます。

高度な衛生管理のためには、やはり施設を整備するだけではなくて、関係者のいろいろなものを管理する体制が必要でございます。これは一般予算を使いまして、ソフト事業を導入しているところでございます。

最後に林野関係でございますが、これは地域材を活用した災害公営住宅の整備、間伐材等を活用した木質バイオマス発電、こういうものを関係の森林の体制と併せて整備しているということでございます。

災害公営住宅につきましては、進捗状況のところでございます住田町の例が昨年ございましたけれども、今後の課題のところちょっと飛びますが、全体の本格的な復旧、復興住宅をつくっていく中で、地域材の活用に対して、地元自治体の理解を深めるということで、国土交通省の担当者と協力をしまして、説明会に参加するなど普及に努めているところでございます。

バイオマス発電に関しましては、昨年の議論では、瓦れきの中から使えるものをうまく使ってバイオマス発電をしているというアイデアがございましたけれども、そこにつきましては、仕分けをすることについての困難等がございますが、一方で、より本格的に間伐材をしっかりと使ってやる体制をつくろうという地域がございまして、現在、5カ所で実現可能性調査を実施しているところでございます。その結果を見ながら、今後の対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、経済産業省からお願いいたします。

○経済産業省地域経済産業グループ産業施設課 成瀬課長 経済産業省でございます。

資料2-2-5 経済産業省提出資料がございまして、それをお手にとっていただきまして、簡潔に御説明をしたいと思います。

「(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援」でございます。

企業に対する支援、新産業創出、風評被害対策と大きく3つあるかと思っております。

企業支援につきましては、1ページ目に書いてございますように、グループ補助金がございまして。これは冒頭に復興庁から御紹介がありましたけれども、先月26日に予備費として801億円が措置されまして、しっかりしたニーズ、しっかりしたものに対しては、しっかり対応していくということで、予備費が措置されましたので、近々、募集もしていきたいと考えております。

依然として、プロジェクトの熟度が上がっていないものがございまして、国も一緒になって熟度を上げるべく、地元と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

2ページ目でございますけれども、これも企業立地支援でございます。特に福島については、原子力災害も非常に大きい状況でございますので、福島に対する補助金ということ

で、これに対しても予備費で402億円を措置いたしまして、第一次募集で保留となっております116件に対して、全て対応していくという方向で取り組んでおります。

そのほか、宮城県を含めた原子力災害の周辺県にも立地補助金を措置しておりまして、これも着実に実施をしております。現在、二次募集中でございます。

今後、さらに雇用促進なり、その地域の産業の振興を図っていくために、大きな被害をこうむって、まだ大きく被害が残っている津波浸水地域とか、警戒区域等に対して、重点的な支援をする仕組みが今後とも必要になってくるのではないかと考えております。以上について、個別企業対応を含め、県等の自治体と国が一緒になって対応しているところでございます。

3 ページでございますけれども、新産業創出ということで、再生可能エネルギーの新産業創出でございます。ここに書いてございますように、洋上風力発電、これは福島県沖において、世界一となる浮体式洋上風力発電の事業化を目指して、今、実証事業に着手をしております。開発主体であるコンソーシアムについては、日本にしかない最先端の技術が集積しておりますので、それを加速化していくということでございます。

ただ、洋上風力ということで、地元の漁業関係者との調整が非常に重要になってきておりますので、共同の委員会を設置する等、地元の漁業関係者と慎重に議論を重ねて進めていきたいと思っております。

それから、被災地における再生可能エネルギー導入補助事業ということで、太陽光、風力等々再生可能エネルギーの発電設備の導入に対しまして、導入の補助事業を実施しております。再生可能エネルギーそのもの、さらには蓄電池とか送電線を附帯する設備に対しての補助ということで、被災地における再生可能エネルギーの導入を促進していきたいということでございます。現在、予算の326億円の約半分に当たる160億円の交付を見込んでおるところでございます。

最後は風評被害でございますけれども、風評被害対策といたしましては、正確な情報を迅速に皆様に伝えていくことが重要でございますので、そのための放射線対策であるとか、さらには販路の開拓ということで、国内外におけるいろんなイベントとか販路開拓、ビジネスマッチング、商品開発を含めた支援を進めてきております。こういうものも地元と一緒に進めていきたいと思っております。

5 ページ目以降は、情報共有の事例ということで、繰り返しになります。放射線事業とか、立地補助金などについては、説明を省かせていただきます。

6 ページでございますけれども、ソーシャルビジネスの推進ということで、情報共有の一例として挙げさせていただきましたが、ソーシャルビジネス・ケースブックを公表いたしまして、補助事業による支援事業も含めて、進めていきたい。優良事例も紹介していきたいと思っております。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

以上6省庁からの説明を続けていただきました。消化不良の面もあるかもしれませんが、そこは委員の皆さんの鋭い切り口で、よろしく願いいたします。どなたからでもどうぞ。

○牛尾委員 2点質問があります。まず1点目が、農林水産省の先端技術の大規模実証についてなんですが、これは私も宮城県の視察で拝見させていただいて、非常に印象深い、素晴らしい事業だと思います。けれども、現地の方の説明の中で、若干気になったのは、生産物の収穫量がこれまでの1.5倍になるというお話をされていた点です。この事業の目的が被災地の将来を見据えた地域産業、仕事の支援であるならば、1.5倍の収穫となった生産物を一体どこに売するのか。そうした流通面までもある意味では視野に入れたプロジェクトを考えられた方がいいのではないかということが第1点です。

2点目は、全ての省庁にまたがってくると思われますが、風評被害対策と販路開拓支援についてです。各省庁が風評被害対策と販路開拓支援について、縦割りでちまちま事業をやっているという印象を受けました。ですから、各省庁にまたがったきちんとしたプロジェクトとしてできないかということです。

例えば今年8月7日に東北フードエキスポ2012という事業を東北財務局、経産局、農政局、JETRO、中小企業基盤整備機構などさまざまな公的機関と、銀行はじめ民間企業、NPOなどが集まって、東京有明のビックサイトで実施いたしました。そして、その担当者が言うには、この事業は1回限り、今回が初めてで最後であり、次年度以降はこうした試みをやっていく予定もなければ、お金もないという言い方をしていました。まさにこうした事業こそ被災地は非常に必要としていて、縦割りの風評被害対策とか販路開拓支援は、被災地のニーズに合わない事業といえます。従って、例えば省庁の垣根を越えた事業、プロジェクトとして、できれば被災地での開催で今後継続していくことができないのかどうかという2つの質問です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

皆さんにいちいち前に出ていただくのは大変なので、今、マイクを持っていただいています。

第1質問は、農林水産省で、流通まで考えていないのかということです。

○農林水産省大臣官房政策課 大澤課長 貴重な御指摘だと考えております。農林水産省として、被災地だけに限ったことではございませんけれども、現在、六次産業化というものを進めております。昨年の御議論にもありましたけれども、東北地方は、六次産業ということで、自ら農業者あるいは農村地域が販売まで考えるということが、もともと余りなかったところでございまして、六次産業化については、今、東北地方を重点地域として一生懸命取り組んでいるところでございます。ですから、大規模実証の方々、現地で聞かれた方は、まだそこまで意識が至っていないということであれば、今、進めているものと連携を図っていきたいと考えております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

2つ目の各省庁がやっていたのではというのは、各省庁は答えようがないかもしれない

んですが、これはどなたかお答えいただけますか。

○岡本統括官 とりまとめは復興庁でございます。今回の事業の主催者といつどこでどうだったかということは、後でもう一度教えていただいて、来年以降、どういう方法があるのか、産品を売る話と風評被害等の観点からどう統合できるかは、復興庁で検討させていただきます。

○牛尾委員 ありがとうございます。どうか宜しく願い申し上げます。

○五百旗頭委員長 よろしいですか。

清原さん、どうぞ。

○清原委員 4点ほどお願いします。

1つは、国土交通省と厚生労働省ですが、これからの災害復興公営住宅の建設の本格化を考えますと、一般住宅より公営住宅は必ず高齢化率が高くなりますので、シルバーハウジングが必要になってきます。シルバーハウジングをやっていこうと思ったら、どうしてもLSAの配置といったことも前提になりますので、LSAの待機室などを建設の段階で入れていかないといけないわけです。シルバーハウジングについての戸数の予測ですとか、準備の状況ですとか、LSAの継続的な運営費の確保といったことを含めて、国土交通省と厚生労働省との間で情報共有しながら、準備を進めていらっしゃるのかどうかということについて、まず1点目としてお伺いしたいと思います。

2点目は、厚生労働省ですが、本日の厚生労働省のペーパーでは、労働部門が触れられていませんが、健康支援ということを考えましたときに、もちろんさまざまな専門職による相談もとても大事なんですけれども、それと併せて、心の問題などのかかなりの部分は、仕事とか生きがいと絡んできます。不眠や意欲の低下といったことも、今、非常に深刻化してきておりますが、ハローワーク、職業能力開発、あるいは高齢者のシルバー人材センター、こういったところの労働部門については、どんな状況なのかということについてお聞きしたいと思います。仕事というのは、シルバー人材センターなども含めた広い意味の仕事です。生きる意欲の鍵を握るものとしての仕事の課題について是非お伺いしたいと思いますのが2点目です。

3点目は総務省ですが、地方公務員の人材の不足ということで、今、兵庫県も応援職員の派遣とは別に30人ほど兵庫県で採用して、被災地に送るということを、25年度に向けて進めています。ただやはり人材についてはなかなか大変です。地方公務員OBや民間の技術者等と書いてありますが、手応えがいいのか、OBも民間技術者もなかなか反応がよくて、どんどん来てくれそうだなということなのか、結構課題もあるということなのか、そこらのもう少し突っ込んだお話をお聞かせいただければと思います。

4点目は、経済産業省のソーシャルビジネスのところですが、ソーシャルビジネスについて系統的に学べるセミナーや、専門家による相談、この間の宮城の視察で行かせていただきました合同のコワーキングスペースのような場、立ち上がりの助成金、低利の貸付、ソーシャルビジネスで働きたい人と働く場のマッチング、顧客とのマッチング、立ち上が

った後もいろんな壁が出てきますので、そうした問題に取り組むキーパーソンたちのネットワークづくり、そうしたことをパッケージで、一連の流れとしてやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、企業からのソーシャルビジネスへの参入とともに、NPOからの参入、特にNPOが自己回転していく資金がないまま、助成金で回していきますと、これは後が続きませんので、やはりNPOが自己回転していける体制づくりという意味でも、NPOからのソーシャルビジネス化ということも、応援していく必要があると思います。ボランティアは所管は内閣府ですが、経済産業省でも視野に置いてやっていらっしゃるのかどうか、その辺りも含めてお聞かせ願えればと思います。

○五百旗頭委員長 ほとんど全ての省庁に対して御質問がございました。

最初は国土交通省で、ハウジングの場合、高齢化率が高くなる、シルバーハウジング等への対応についてです。

○国土交通省総合政策局政策課 田村課長 それでは、お答えいたします。

いわゆる災害の公営住宅ですと、どうしても弱者が残って行って、所得の高い人や、自分で家が建てられる人は出ていきますので、一般の社会や普通の公営住宅に比べて高齢化率が高くなるのが容易に想定されます。実際、阪神・淡路の兵庫県の際は高齢化率が50%を超えている団地がたくさんあると思います。

これら状況の1つの解決策として、LSAの待機室をきちんとつくる。LSAの配置は市町村のレベルで決めますので、災害公営住宅をつくる段階で市町村等と調整をしながらやっていくことが必要と考えています。

今、そういうことを始めているかという御質問がありましたが、それはまだ具体には始めておりませんが、今後災害公営住宅をつくるときに、LSAの待機室の整備と実際の人の配置という両方を勘案しつつ、市町村と事業主体できちんと調整していきたいと思います。

もう一つ手法として想定されるのは、公営住宅を今後管理するにあたり地元の住宅供給公社や指定管理者制度を使った民間事業者による管理の際、単なるハードの整備だけではなくて、見回りとかコミュニティー新聞の発行等従来は団地の自治会が担っていたような機能も併せて提案をしてもらい、入札をして、指定管理者を決めていくという方法も想定されます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省に同じ質問にお答えいただくとともに、労働部門、仕事についてメンションがなかったが、どうなのかということ、2点についてお願いします。

○厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室 西川室長 厚生労働省です。

前段の御質問についてでございますが、まだ具体的な御相談まではきていませんけれども、今後、災害の公営住宅が整備されていく中で、LSAという課題も出てこようかと思っておりますので、市町村とよく相談させていただきたいと思っております。現時点で活用可能なものとしては、介護保険制度の中に、地域支援事業という市町村の取り組みを支援する枠組みがございますので、そういったことを活用することも考えていただきながらだと思っております。

おります。

○厚生労働省官房総務課 山田専門官 続きまして、雇用の関係、労働の関係でございます。きょうは資料を用意いたしませんで、失礼いたしました。被災3県での雇用情勢というものは、持ち直してはきておりますものの、沿岸部、女性などではやはりまだ厳しい状況であると認識しておりまして、私どもでは「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」と命名いたしまして、新しく雇用を創出するような事業、創出した雇用を下支えするといえますか、維持していくような事業、被災した方々の雇用を生活の安定につなげていくということをパッケージで進めております。

例えばということで一例を申し上げさせていただきますと、被災者を積極的に雇用していただくような企業に対しましては、雇用面から支援するということで、3年間でお一人当たり最大で225万円の雇用の助成金を支援するというのもやらせていただきまして、今のような事業を進めているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○五百旗頭委員長 それでは、総務省には派遣の問題についてお願いします。

○総務省自治行政局公務員部公務員課 野口課長補佐 総務省でございます。

OB職員等の応募の考え方でございますが、直近の例を見ますと、先生も御承知かと思いますが、宮城県と岩手県で任期付職員を採用して、それを市町村に派遣しております。そういった意味での任期付職員の採用がございました。

内訳、細かいところまでは承知していない部分もあるんですが、例えば岩手県でございますと、160名程度募集しているところに、800名ぐらいの応募があったということでございます。その中には、当然地方公務員のOB職員も含まれた形で応募されたと聞いております。

宮城県の任期付採用職員でございますが、こちらの方も100名程度の募集に200名ぐらいの応募があった。ここも応募に公務員OBの方がいらっしゃったと聞いているところでございます。

○五百旗頭委員長 それでは、経済産業省からソーシャルビジネスの問題についてお願いします。

○経済産業省地域経済産業グループ産業施設課 成瀬課長 それでは、ソーシャルビジネスについてお答えさせていただきます。

本年度の予算額は2億でやっております。企業連携、ノウハウ移転、新事業創出というものでございます。現在15件が採択されておりまして、その中でNPO法人さんは8件ほど採択しております。

現在、私どもの補助金の中でいきますと、それぞれノウハウ移転する場合には、人件費だとか、旅費だとか、そういったものが入っております。あと、コーディネート、専門家からのアドバイスを受けるという内容が含まれている予算でございます。

あと、現在のところ、NPO法人さんの立ち上げの支援という形では、直接、資金云々とい

うのではないのでございますけれども、各NPO法人さんが独自に事業展開をしていく上では、特定事業というものがございますので、事業費、会費から最低限の事業運営をなさっていると思います。その中で運営がされているんだと思います。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

そのほかにごございますか。横山委員、どうぞ。

○横山委員 2点御質問をしたいと思います。

1点目は、国土交通省の方にお伺いしたいんですけれども、先ほどの委員のお話でもCMが非常に効果的だということがありました。

10月に宮城県の東松島市に行ったときに、URさんがCMをお引き受けになって、非常にうまくいっているというお話を聞いた反面、地元の企業というか、事業者にきちっと仕事を出すという条件をつけてCMにしたんだ、URさんに一括でお願いをしたんだというお話でしたけれども、実際にまだ結果は出ていないそうですが、入札が不調になっている理由というのは、先ほど三浦副知事からお話ございましたけれども、単価が合わないということがあるようです。

実際に仕事をしたいというのは、会社のためにしたいというよりも、復興のためにやりたいという地元の企業がたくさんあるんですけれども、御自分の企業が赤字を出してまで、それから、金融関係との関係もあるんですけれども、要するに大きい仕事を請け負っても、それが実際に実行できないという中小企業、零細企業の事情があるかと思うんです。そういう意味で、恐らくCMをどんどん取り入れていった場合には、より大きな事業所でないと受けられないということがあるかと思うので、そういう意味では、地元できちっとお金が落ちるといって、雇用が創出されるということも必要なわけですけれども、その矛盾が出てくると思います。

ですので、国土交通省の方で、これは公共工事に限ってですけれども、単価の見直しなどをやっていच्छるといっているのは聞いているんですけれども、現場の話を聞きますと、全く合わずに非常に苦勞なさっている。例えば売上高は震災前の2倍、3倍になったとしても、利益がほとんどない、もしくは利益が取れなくても受けてしまって、受注があったんだけど、倒産してしまった企業も出てきていますので、その辺の今のお考えを聞きたいというのが1点です。

それから、農林水産省にお聞きしたいのは、大規模化と先端技術を取り入れるというのは大事なことなんですけれども、先ほど御質問したことと重なるんですが、今まで小規模にやられていた方への補助であるとか、復旧ではなく、いわゆるもっと上、高見に上がるということだと思いますし、逆に今までの御自分の農地以外のものも引き受けてやる方もいると思います。そこに対するサポートをどういうふうに考えていच्छるのか、これをお聞きしたいと思います。

以上です。

○五百旗頭委員長 それでは、まず国土交通省からお願いします。

○国土交通省総合政策局政策課 田村課長 CMの話に関連した入札の不調、全体の公共調達のご質問については、CMそのものにつきましての説明は、冒頭の説明で御説明いたしましたし、事例も2つほど挙がっていると申しました。

あとは、いわゆる入札不調の問題について、基本的なスタンスとしては、地元の要望に従って入札・契約方式や、単価、資材、労務者といった問題について、連絡協議会等を立ち上げて解決を図っております。そういった中で引き続き御要望を承りながら、できることを順次やっていくというのが基本的なスタンスだと思います。

CM方式での地元企業との関係ですが、事業全体の執行体制の中に大手のゼネコンと地元の中小企業が入ることもありますし、CMRの事業者の選定に当たっては、CMRが見積もるコストの内訳の詳細について発注者であるURが確認しております。そういった中で、引き続き地元企業の採択についても相談をしながら進めていくことだと思います。

○五百旗頭委員長 追加ですか。

○国土交通省土地・建設産業局建設業課 竹内課長補佐 少し補足をさせていただきます。

CM方式について、かかったコストはきちんと支払うというコストプラスフィーの考え方でやっています。CMRと施工業者の間の取引をオープnbックでやることで、コスト内訳を透明化して、かかった費用はきちっと支払っていくという考え方でやっていく方針です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

農林水産省からお願いします。

○農林水産省大臣官房政策課 大澤課長 資料では非常に先端的な事例だけを御説明いたしておりますけれども、もちろん全体の復旧・復興が大事でございますので、小規模な農家の方々も含めて、全体の農地を復旧しようということで、3年間のマスタープランを立てて、3年間で9割ぐらいの農地を復旧しようと考えております。ただ、復旧の際に、これを機会に離農されようという方々もいらっしゃいますし、そういう中で、地域の農業を全体としてどういうふうにつくっていくのか。特に5年後、10年後を見据えて、どういうふうにプランをつくっていくのかということが大事だと思っております。これは被災地域に限った話ではございませんので、全国的に人・農地プランというものを作成しようとしております。その中で、将来を担っていただく方、現状で続けていただく方、そういうものの全体の仕分けをするということを考えています。

その中で、農地を引き受けていこうという方々についての支援という御質問でございましたが、これも全体の政策でございますが、農地を集めたいという方々には、戸別所得補償制度の規模拡大加算という形で、集めるに当たって、借地料等々についての一定の支援を行っているところでございます。

加えて、農地をこの機会に人に預けようという方々についても、被災地域農地集積支援金という形で、一種の手付金みたいな制度を23年度3次補正から始めているところでございますので、経営再開マスタープランについてのさまざまな支援の中で、全体的な復旧・

復興を図っていきたいと考えております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○横山委員 国土交通省の方からのお返事を聞いて感じたんですけども、いろいろやっていたているのはわかるんですが、結局1年8カ月経っても平時には戻っていないんです。ですから、スピードに関しましては、早くやっていただかないと、頑張ってもだめになっていっているところが増えているということを確認していただきたいということです。

復興庁の方はよくわかっていらっしゃると思いますけれども、ほかの省庁のいろんな制度をお聞きしましても、いわゆるテーマというか、表題には被災地支援とかいろいろ書いてございますが、そのほかのルールが平時と余り変わっていないように感じるんです。この部分がやはりおくられているように見える原因ではないかと思いましたので、一言だけ発言しておきます。

○五百旗頭委員長 これは大変根本的かつ普遍的な問題だと思いますが、私どもの委員会として、各省庁の方々にその点をお願いしたいと思います。そろそろ被災地ばかりではないという気分が当然出てくると思うんですが、東日本大震災というのは、大変な惨禍であり、そして、それに対して国民的に全国を挙げて支援するという体制をとったまれな機会だと思います。そこでどういう事業がなされるかということ、みんな風化して、見過ごして忘れるということは決してない。どういうふうに各省庁が対応し、フォローアップし、支え上げていくかということが、歴史的な意味を持つということを是非認識いただいて、変わることなく尽力をお願いしたいと思います。

きょうはたくさんの方に来ていただきました。まだまだ聞きたいことがあって、特に質問は全て女性委員から出ておりまして、この委員会は男女機会平等に欠けるのではないかという趣もございまして、時間のこともございますので、女性委員をもって代表させていただきました。

各省庁においては、重要な事業をしっかりと仕上げるということで、何とぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、きょうのもう一つの議事といたしまして「(3) 東日本大震災における災害関連死についての報告」がございまして、これについて御説明いただければと思います。

○岡本統括官 時間が押しておりますので、簡単に御説明いたします。

資料3-1と資料3-2でございまして。

申しわけございませんが、資料3-2から御説明させていただきます。

資料3-2を1枚おめくりいただきます。震災関連死について、復興庁では当初から問題意識を持っておりまして、数字の把握及び対策の検討に努めておりました。最新の数字が出てきましたので、資料3-2の2ページ目で御報告いたします。

注をごらんください。

注1ですが、9月30日までに把握できた数、簡単にいいますと、1年半の間に把握できた数字でございます。

方法としましては、注3、各市区町村から回答を得たものでございます。

関連死といいますのは、定義はございませんので、今回、私どもが使っておりますのは、注4でございます。大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象になった方という定義で市町村に報告をお願いしております。

上の表でございますが、合計2,303人の方が亡くなられておられます。地震・津波においては命を落とすことなく、助かれたにもかかわらず、その後、2,300人の方が命を落としておられます。

県別で申し上げますと、福島県が1,100人余り、宮城県が812人、岩手県が323人でございます。

恐縮でございます。3枚ほどめくっていただきまして、別紙3という縦長の表がついてございます。ページ数がなくて恐縮でございます。別紙3は年齢別に大きく区分してございます。

一番上の欄をごらんください。2,303人のうち、20歳以下が5人、21歳から65歳が228人、66歳以上の方が2,070人、大半の方が高齢者でございます。

次のページ、別紙4、横長で恐縮でございます。これが時期別、いつお亡くなりになったかという数字でございます。

一番上の欄に1週間以内、1カ月以内、3カ月以内、6カ月以内、1年以内、1年半以内、1年半超と書いてございます。

累計の数字を見ていただければと思います。一番下の欄に累計を書いてございます。1カ月以内に約1,000人、6カ月以内に約2,000人、1年以内に2,263人、この半年間、24年3月11日以降は39人と1人でございますので、40人の方が1年経った以降にも亡くなくなっておられます。県別で申し上げますと、福島県が35名という非常に特徴的な数字が出ております。

資料3-1にお戻りいただけますでしょうか。

今年の春に第1回目の調査を行いまして、1年間の状況を把握し、それをもとに検討会を行った資料が8月21日の資料でございます。

おめくりいただきまして、1ページまで飛んでいただきまして、この時点では、1年間でお亡くなりになられた方は、一番上の行でございますが、1,632人を把握しておりました。先ほど見ていただきましたように、その後、把握が進みまして、数字が増えております。

この際、1の(3)でございますが、1,632人のうち1,263人の方につきまして、市町村の協力を得まして、死亡診断書あるいは自治体が設けております支給審査委員会、これは市町村長が1人でやるのではなくて、難しいものは第三者機関での判定を踏まえて決めるという仕組みをとっております。その委員会で活用された経緯書、言ってみればカルテの

ようなものでございますが、それを御提供いただきまして、分析をした結果でございます。

2の(2)でございますが、先ほど申し上げましたように、年齢別、時期別が書いてございますが、(2)の⑤を見ていただきますと、原因を複数選択で整理しましたところ、避難所等における生活の肉体的・精神的疲労、避難所等への移動中の肉体的・精神的疲労、病院の機能停止による初期治療の遅れ等が主な原因でございました。

岩手県、宮城県と福島県では、はっきり傾向が分かれてございます。岩手県、宮城県では、避難所等における生活の肉体的・精神的疲労、病院の機能停止による初期治療の遅れ等が主でございましたが、福島県ではやはり避難所等への移動中の肉体的・精神的疲労が大きく出てまいります。

資料を飛ばしていただきまして、4ページの「4 今後の対応」と出てございます。検討いたしました際に、今後の対応として2つある。1つは、現在進行形であります東日本大震災の今後の対応をどうするかということ。これが(1)でございます。(2)は、次回の大震災の際にどう対応するかという2つに分けて議論をしてございます。

時間がございませんので、あとは資料をごらんいただければと思います。

○五百旗頭委員長 ほぼ時間が終わろうとしていますが、10分ぐらい延長することは許されるかと思っておりますので、今の関連死の問題及び今日たくさん報告を受けたことの中で、どうしても言わなければいけないと思っていられることでも結構ですので、自由に御発言いただければと思います。

堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 3点ほど簡潔に申し上げます。

モデル方式といいますか、各地で自治体のいいモデルを示して、復旧を図るという方式で、各省庁もやっておられますし、復興庁もやっておられます。それがいいよりはずっといいんですけども、そのモデルがなかなか導入すべきところに浸透しないといいますか、ほかはどうやっていようと関係がない。まず情報を入手しようとしないうちから、従来どおりのやり方でやってしまう、そういうところが一番最悪なんです、そういうところに限って、入れなければいけないところに浸透しないという現象がかなり見られます。ですから、モデルをさらに入れなければいけない市町村に勧奨していく、導入を勧めることをもう少し積極的にやる必要があるのではないか。これを1つ感じております。

2つ目は、過疎地の問題ですけれども、被災地は過疎化することがほぼ見えているところがあります。そこの方々は長寿村といって、若い人は帰ってこないことを覚悟しておられるところが結構ある。そういうところに、例えば地域包括ケアとか、ずっと継続することを前提とするいろんな仕組みを入れようとしても、どうせ続かないんだからということで導入されない。その間、残る高齢者の方々をどう支えるのかというモデルが提示されていない。過疎地の対応が現実に各地域で出てきていますので、過疎地をどうするかということを検討する必要があるのではないか。これが2つ目です。

もう一点は、きょう厚生労働省からお医者さんを派遣しておられるという話があって、

これは大変すばらしい制度で、行かれたお医者さん方は非常にやる気があって、頑張っておられますが、医療をやりながら、例えば復興のおそさ、住民の意見が聞き入れられていないこと、その他、非常に多くの御不満を持っておられます。それはいずれもすばらしい意見なんですけれども、後から来た人ということで、そういう意見が生かされていない。あれはもったいないと思いますので、一度お医者さんのグループから意見を聞くとか、いろんな方策もあり得ると思います。これが3点目です。

○五百旗頭委員長 いい御意見をありがとうございました。

平野大臣には最後にコメントをいただくとして、ほかにございますか。

飯尾委員、どうぞ。

○飯尾委員 先ほど省庁への質問もできなかったもので、質問を一つして、後はコメントという形にさせていただきます。

幾つかございますが、1つは今の震災関連死について質問でございます。先ほど御説明いただいた中で、将来に生かすという話があったんですが、私が聞いているところでは、原発事故の避難というのは、どのように避難されたかというのは、一部報道はありますけれども、必ずしも明らかになっていないという話も聞きますが、この調査はなされているのか。逆に言うと、なされていないとすると、これはどこがする仕事かわかりませんが、調査をする必要がそろそろあるのではないかと。地元からいうと、まだそんな時期ではないということかもしれませんが、これはきちんとしておかないと、どういう原因でそうなったのかということもあるような気がいたします。これはどなたが御存じなのか、お答えになる方があればそうだし、そうでなければ問題提起とさせていただきます。

あと、問題提起として3つお話をしたいと思っております。

1つは、きょうは各県からもいただきましたし、各省からいただいた資料も大変真摯に取り組まれていることがよくわかる資料でございます。ただ、これから我々が検討するためには、今後、同じことをずっとやっているといいのかということがございます。というのは、被災地がこういうふうになっている、それに対してこの政策があるという関係性をどうやってここで把握するかということです。今のお話では、大体こういう政策をしている、例えば先ほど省庁からもこんな政策がありますということがありましたし、それに関連して、今後の課題もあげておられます。ただ、今後の課題というのは、被災地の中の手つかずのところ課題があるかもしれませんが、それをするためには、どんな状況で、とりわけ大切なのは、将来どういう状況かということを考えていくことが必要です。

被災地は一生懸命ですから、将来のことまでということになると、我々が被災地の状況を把握して、将来のことを考えていく必要がある。今、堀田先生からお話が出たように、御本人たちは余り考えておられないけれども、これをお勧めしてはどうだろうか。例えば先ほど出てきた地域包括ケアなどは、日本全体でもこれからやろうとしていることです。まさに被災地から要求があるわけではないから、要求を待ってプログラムをつくっていても具合が悪い。こんなことがありますけれども、住宅の再建のときには、こんなことをし

たらどうでしょうかということ、誰が言うのかということ、考えないといけない。そのためには、政策のアウトプットではなくて、被災地全体をどんなふう把握するのかということ、一度考えなければいけないのではないかと、第1でございます。

第2の問題提起は、幾つかの県、例えば岩手県からは土地の権利関係について、何が何とかならないかということがありましたし、宮城県からは予算の繰り越しの話が出て、今、お答えも出たんですが、このことを考えるときに、1つ考えないといけない問題があるのは、形から入るのがいいのか、中身から入るのがいいのか。

ちょっと危惧するのは、例えばこんなことです。問題提起がされても、制度改革をしよう、法律の改正が必要だと関係の省がやる気になったとしても、時間がかかりません。ところが、法律が改正されるんだとしたら、待とうということになったら、逆に言うと、被災地の復興はおくれるのではないかと、心配される。将来、手続きが簡素化されるんだとしたら、半年後まで待とうと言っていると、今、やらなければいかぬことがおきてしまうという問題もあって、その辺りは、筋としてはきれいにする方がいいような気もするけれども、現場の工夫で何とかする方を省庁も含めてもっと考えた方がいいのかもしれないということです。そこはじっくり考えていく必要があるというのが2番目でございます。

3番目でございますが、これはなかなか難しい問題なんです、我々は復興をやっているわけですので、いつまでもこれをやっているわけではないということでもあります。具体的な政策を挙げて恐縮ですけれども、グループ補助金というのは、地元でも大変評判がよい。もちろん資金援助をしてくださるから、評判がよい。しかし、いつまでやるんだろうかということは、明確に考えていないといけない。やはり産業というのは、自らの力でやっていくという自立を考えないといけないわけです。ですから、ほしいと言われれば出すというのが、いい政府なのかどうかということも考えなければいけなくて、今は不足しているからどんどんされることはいいことですが、将来こうなりますということを示していかないと、今はもらって回っているから一生懸命だ。突然なくなって、立ち行かないということでは困ります。

これはグループ補助金に限りません。ほかの政策、震災で特別なことをしているところがたくさんございます。それをいつ言うかは別ですが、そろそろ検討しておかないといけないので、そのためには将来の姿をどう考えるのか。今が余りに悲惨なものですから、そこまでいかないとわからないということではあるけれども、やはりここでは考えていかないと、いけないのではないかと、思っております。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 今のお話に関連して何かコメントございますか。

○平野復興大臣 その前に堀田委員から3点指摘を受けまして、2点目のことですが、これは委員が一番お詳しいかと思いますが、例えば福島県の西側の町村では、高齢化率が50%を超えている。限界集落という定義よりも超えているような地域が出てお

ります。ただ、不思議なことに、その集落はまだもっているという見方と、だから大変なのだという2つの見方があると思います。

一方で、同じような問題というか、高齢化という観点から考えますと、例えば福島県でこれから帰還計画を進めますが、いわゆる双葉郡の町村を歩いて見ますと、山間の中に集落が点在しているところが多くて、その中での帰還のさまざまな希望をとりますと、高齢者の方々の帰還の希望が多くて、若者の方々が少ないという実態があります。そういう中で、帰還をしていただいたときに、どういう村、コミュニティーをつくるかということについては、いずれ大きな課題になると思います。

同様のことは、何回もこの会でも申し上げたことかと思えますけれども、津波の被災地域の中でも、程度は穏やかですが、同じような問題が起こり得る中で、高齢化に対応した地域づくり、特に医療施設、介護施設をどうするかということについては、そろそろ本気で議論をしておかないといけないと。ここで議論して、モデル、どういう形がいいのかということについては、そろそろ議論し始めて、ある意味では、今回の復興が1つのモデルになるということですから、そういう意識でしっかりやっていく必要があるのではないかと考えています。

それから、飯尾先生から出された原発地域からの避難者のことにつきましては、誰がどういう判断で、どういう情報に基づいて、どういう経路で避難したかということについては、私の理解では、今まで国会事故調が若干の調査をやっておりますが、調査全体としては、まだ着手されていないと思っています。

一方で、津波につきましては、去年からずっと準備を進めておまして、かなりいろんな調査をやっています。まだまだ不十分だと思っていますが、かなりの調査をやっています。

1つは、3月11日の後の時点で、原発の周辺地域の方々が、どういう情報で、誰の判断で、どういう経路で避難をしたのか。その結果、どういう問題が起こってきたのかということは、是非調査をしなければならないと思っています。ありがとうございます。

それと併せて、短期的には、先ほど岡本統括官が説明しましたけれども、福島県で災害関連死されている方の数が非常に多いという話があります。もう一つは、1年単位で見ますと、余り減っていません。1年後から1年半超を見ても、大体40人ぐらいの方が災害関連死という位置づけなのですが、35名が福島県です。短期的な問題としては、なぜ福島県にそういう方が集中しているのかということは、カルテ等々で、今、調査をするべく準備を進めておまして、これは足元の問題として、今、やっているということも御紹介申し上げたいと思います。

全体の話として、要するに16万人の方がおられますが、特に双葉郡、相双地域から出た8万人から10万人の方々を対象とした調査は、時間をかけてでもしっかりやりたいと思っています。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

10分間延長して、皆さんには御一緒いただきました。

次回の会議では、重点項目について、今度は専門家から報告を求めたいと思います。

また、福島を初めとする原子力災害からの復興の取り組み状況についても、議論もお願いしようと思っております。

本日の会議は以上とさせていただきますけれども、配付資料は直ちに公表いたしますし、この後の記者会見で、私からこの会議の議論の要点を報告いたします。

また、いつものように、1カ月を目途にきょうの会議の議事録を作成して、公表いたしますので、皆さんにおかれては、いつものように、速やかな内容確認に御協力いただきたいと思っております。

きょうは本当にありがとうございました。以上をもって、第5回「復興推進委員会」を終わらせていただきます。